

## 令和4年第3回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第115号

令和4年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年9月5日
2. 場 所 まんのう町役場議場

### 令和4年第3回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月6日（火曜日）午前 9時30分 開会

#### 出席議員 16名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 白 川 正 樹

#### 欠席議員 なし

#### 会議録署名議員の指名議員

13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
-------------	-----------

#### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局長 横 関 智 之

#### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志  
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、三好勝利君、14番、大西豊君を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 皆さん、おはようございます。朝夕大分しのぎやすくなってまいりましたが、台風11号が心配されるところではありますが、先日28日に香川県知事選挙の投票が行われ、昨日より池田豊人新知事による県政がスタートをしたところであり、大いに期待をしたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、3点ほど質問をいたします。

まず、「防災対策を問う」でありますけど、今年は異常気象に見舞われており、6月には2か所において観測史上初の40度以上と。また、猛暑日も本県では7月26日から連続22日間と異常事態でした。また、線状降水帯により北陸地方の福井、石川、新潟をはじめ、青森、秋田、岩手、そしてまた北海道と、多くの地域で河川の氾濫や堤防の決壊による浸水被害が出ております。農作物や鉄道、道路、建物等に甚大な被害が発生しています。

そこで、天気予報でも予測がつきにくく、対策が難しいと思われ、台風とか線状降

水帯に備えて、今後、どのように対応されていくのかをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下一美議員の「防災対策を問う」の1番、予測の難しい線状降水帯や台風などに備えどのように対応されるのかとの御質問にお答えいたします。

予測の難しい線状降水帯や台風などへの備えについては、毎年度、出水期前に水防計画の水防体制及び避難所開設に係る人員配置の見直しや備蓄資機材の確認を行っております。

また、気象情報の収集に関しては、高松地方気象台とは毎年5月に面談を行い、情報共有やホットラインの再確認を行っております。

近年の異常気象につきましては、非常に予測の難しい状況ではありますが、気象庁では観測や予測精度向上を図る取組が行われ、線状降水帯につきましては、本年6月1日より線状降水帯による大雨の可能性が高い場合には、気象情報において、その時間帯のおおむね半日程度前から呼びかけられることになりました。

本町も避難情報等、早めの情報発信に努めておりますが、住民の皆様には気象情報に注意して、大雨、災害に対する危機感を早めに持っていただき、避難所、避難経路の確認や非常時持ち出し品の準備、点検をしていただき、早めの避難をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございます。町長の今のお答えでは、水防計画もしっかりと取っているようであります。そしてまた、高松気象台との情報交換ということで、そういうことで万全の体制を取られているかとは思われます。

そういう中で、まず、防災については自助、共助、公助が基本でありますけど、4年前になりますか、西日本豪雨におきましても、なかなか予測がつかめなかったのかと思っております。広島、そして岡山県倉敷市の真備町、そしてまた、お隣、愛媛県の大洲におきましても26名と、この西日本豪雨におきまして約280名余りの方が亡くなっております。

そういうことで、やはりこれから予測が難しいといえども、万全の体制で、今後、東南海も南海地震も予測されるところでありますので、万全の体制を取っていただきたいと思っております。

そこで、2番目の質問に移りたいと思います。

現在、非常電源は地下室にあると思われませんが、今後、防災センター等の予定があれば、2階部分に設置されてはと思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの非常用電源についての再質問にお答えいたします。

現在、本庁舎の非常用発電設備は建設時より地下1階に設置されております。現時点での想定最大規模の大雨による土器川、金倉川の洪水の浸水想定区域には本庁舎は含まれておりませんが、満濃池のハザードマップでは、満濃池が決壊した場合には、本庁舎では0.

5メートルの浸水予測がなされております。本庁舎の非常用発電機、受電設備は地下にご  
ざいますし、庁舎建築時より年数も経過しております。新たな総合防災センターの検討を  
行う中では、防災センターのみならず、庁舎の防災力向上のためにも、浸水想定を避けた  
場所への設備の設置は必要と考えておりますので、この件を含め検討してまいりたいと考  
えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 ただいま町長のお答えをいただきましたけど、非常用電源につつま  
しては、定期的に点検をされておるのかをお伺いいたします。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 松下議員の御質問にお答えします。

非常用電源につつましては、定期的に点検を行っております。以上です。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 非常用電源でありますけど、やはり年に何回かは点検されたらと思  
っております。そしてまた、町長からも答弁いただきましたが、ハザードマップによれば、  
満濃池という1,540万トンの大きなため池であります。満水時には、万が一という  
場合もありますけど、その場合、所によれば3メートルの水位が上がるとも言われており  
ます。本庁舎においては心配ないとのことではありますが、いずれにいたしましても、今  
後の地震等に備えて万全の体制でお願いしたらと思います。

それでは、2番目の質問に参りたいと思います。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

松下一美君。

○松下一美議員 コロナ対策について問うてありますが、新型コロナウイルス感染症  
の発生から3年以上になるが、今年の7月頃からは拡大の一途であり、県下においても感  
染者が8月17日は2,482人、19日には2,766人と最も多く、8月19日には  
感染者が延べ人数で10万1,062人と10万人を超えています。

本町におきましても、8月17日に51名、23日には最多の61人と、8月28日ま  
でで感染者が延べ1,739人です。全く落ち着く気配がありません。

そこで、お尋ねいたします。

小学校、中学校では2学期を迎えますが、どのような対策を考えられておるのかお伺い  
いたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下一美議員のコロナウイルス対策を問うについての御質問にお答えい  
たします。

令和2年2月のダイヤモンドプリンセス号の乗客に新型コロナウイルスの感染者が確認  
されて以降、2年半がたちました。この間、まんのう町の小中学校におきましても、令和

2年2月27日の内閣総理大臣による全国の全ての小中学校等について臨時休業とするよう要請があったことを受け、3月3日から春休みを挟みまして5月29日まで臨時休業といたしました。その後、本年1月下旬に初めて児童生徒の感染が確認され、学年閉鎖の措置を取りましたが、8月末までに学校教育関係の感染者が486件、学年閉鎖の措置、あるいは登園自粛のお願いにつきましては60件を数えております。

さて、御質問は、小中学校では2学期を迎えてどのような対策を考えておられるのかとのことでございます。小中学校におきましては、普段より児童生徒が使用する机や椅子、教材などにつきまして、教職員が消毒をいたしております。

また、登校時には毎朝家庭で行った健康チェックを一人一人確認するとともに、検温も行っております。

また、機会があるごとに学校内での感染拡大防止の観点から、児童生徒はもちろんのこと、その御家族が頭痛、喉の痛み、せきなどの風邪の症状や発熱、胃腸の不調などによる体調不良の場合には登校をしないよう、また、必要に応じて医療機関を受診するように保護者に協力を呼びかけているところでございますので、よろしくお願いたします。

**○白川正樹議長** 松下一美君。

**○松下一美議員** ただいまの町長の答弁によりますと、学校内でも手まめな消毒を行って、3密を避けるように、やはり何といたっても手洗いとかが重要でないかと思っております。

そこで、2番目に聞きたいと思えますけど、国においても、5歳から11歳を対象にワクチン接種を検討されているようですが、今後、どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 松下議員の5歳から11歳を対象としたワクチン接種に今後どのように取り組むかとの御質問にお答えいたします。

松下議員も御存じのように、国では5歳から11歳の小児に対する新型コロナワクチン接種について、3回目接種の実施及び努力義務とすることについて議論が進められております。

現在、本町におきましても、対象となる方に1回目と2回目の接種券を送付し、希望する方には接種を受けていただいております。接種率は9月1日時点で1回目接種が27.6%、2回目接種が26.5%となっており、香川県全体の1回目接種17.9%、2回目接種16.7%を上回っております。

今後、国から接種に関する詳細が示されましたら、これまでと同様に対象となる方へ接種券を順次送付し、接種を希望する方には町内医療機関もしくは県内のかかりつけ医などで速やかに接種を受けていただけるよう、医師会をはじめ関係機関の御協力をいただきながら準備を進めているところでございますので、よろしくお願いたします。

**○白川正樹議長** 松下一美君。

**○松下一美議員** 町内の医療機関との協力の下に万全の体制で進められていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、現在、園児、生徒、職員と多くの方が発生していますが、家庭や地域が一体となって取り組むべきかと思われまふ。現在、3回目、4回目接種された方は何人ぐらいおいであるのかお伺ひいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 松下議員さんの、現在、3回、4回目接種は何名ぐらいかとの御質問にお答えいたします。

本町の新型コロナワクチン接種を受けた人数と接種率につきましては、3回目が1万2,484名で76.8%、4回目が5,309名で34.7%となっております。

3回目の年代別接種率は、10代が43%、20代及び30代が55%、65歳以上では91%を超え、年代が上がるにつれて接種率も高くなっております。

4回目接種におきましては、65歳以上では67%を超える4,514名の方が接種を終えており、県全体の51.75%を大きく上回っております。常に本町の接種率が高いことは、住民の皆様の高い予防意識と医師会の御協力の表れと存じます。

なお、本町の接種状況につきましては、町のホームページや広報などでお知らせしておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

今後は、従来のワクチン接種の継続やオミクロン株対応のワクチン接種が実施されてまいります。季節性インフルエンザの流行期を控え、重症化リスクの高い方をはじめ、接種の対象となる方には早めの接種を御検討いただくとともに、学校、職場、地域での集いの場等、あらゆる場面において、基本的な感染対策の徹底を継続していただきますようお願いいたします。よろしくお願ひします。

**○白川正樹議長** 松下一美君。

**○松下一美議員** ただいまの町長の答弁で、3回目におきましては1万2,484人と、76.8%で非常に高い数字ではないかと思っております。やはり住民もかなりな関心を持っております。そういうところで、4回目接種も5,309人と、これから新型のオミクロン株BA.5対応型というのも出ておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

それでは、3番目の質問に入りたいと思ひます。

**○白川正樹議長** 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

**○松下一美議員** 物価対策についてを問うでありますけど、ロシアのウクライナ侵攻に伴い、石油、ガス、小麦などの輸出が止まり、肥料においても原料の硝酸がウクライナ、ロシアからの輸入が止まり、94%の値上がりをしております。

また、小麦の政府の売り渡し価格は据え置くと言われておりましたが、政府の方針が遅れたために、もう既に小麦を原料とする麺類、パンをはじめ、食用油、そしてまた、調味

料等、7月分までの値上げと併せまして、年内に1万8,532品目が14%余り値上げされるようであります。実質的には2万品目を超えるとも言われております。

本町におきましても、7月末に50%プレミアム商品券が発行され、町民から有効に利用されていると思われまます。

宇多津町におきましては、感染拡大、物価高騰で打撃を受けている全住民1人に1万円が給付されるようであります。

本町では、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業において、非課税世帯約2,200世帯の1世帯に5万円という生活支援が、今、補正に上がっているところであります。そしてまた、学校給食支援事業におきましても、1,400万円余りが予定されているところであります。

そこで、お伺いいたします。

農家においては、肥料をはじめ資材費の高騰により、来年度は野菜が作れない方、そしてまた、減反を考えている方々が多くおいでだと思います。そういう方々への支援をどう考えておられるのかをお伺いいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 松下議員の農家の肥料価格高騰に対する対策についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加えて、ロシアによるウクライナ侵略などの影響によりまして、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇して、肥料価格が急騰しているところでございます。それに伴い、販売農家の肥料コストや畜産農家の配合飼料コストが増加して、大きな負担となるものと予想されます。

また、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、主食用米の販売価格が大幅に下落したことで、農家の皆さんの耕作意欲の低下が懸念されました。主食用米の価格下落に対する支援といたしましては、主食用米生産継続臨時支援金として、今年度予算から販売農家の皆さんに10アール当たり5,500円の支援金を交付して、営農の継続をお願いしているところでございます。

ここに来て肥料価格や配合飼料の高騰がさらなる負担となりますが、肥料価格の急騰に対しましては、国の直轄事業といたしまして、肥料価格高騰対策事業が実施されることになっております。この事業は化学肥料の2割削減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割が支援されるもので、令和4年秋作から令和5年春作として購入した肥料が支援の対象となるもので、令和4年秋作用の肥料は6月に遡って対象とすることができるようでございます。

また、畜産業で使用する配合飼料の高騰に対しましては、令和4年度に配合飼料価格安定制度に加入している畜産経営者に畜産農家緊急支援事業として香川県から定額50万円が交付されることになっております。それぞれの農業や畜産業の経営規模には大小ございますが、国や県からの支援は臨時的に行われることとなっておりますので、こういった対

策事業や支援事業の対象となった経営者への上乗せ支援や、対象とならない経営者の方々も少なからず発生するものと考えられ、JAや町畜産クラスター推進協議会などの関係機関を通じて丁寧に調査を進め、町として支援できる項目などを検討してまいりますので、御理解賜りたいと思います。

**○白川正樹議長** 松下一美君。

**○松下一美議員** 日本においては自給率が37%と、米はもちろんのことでありますけど、小麦、大豆、トウモロコシとほとんどの農産物が輸入されておるところであります。

そしてまた、現在、対ドル円が、今、円が140円と年初の115円から25円も円安になっております。そういうところで、少なくとも2割以上は輸入代金の支払いが多くなって、それはやはり国民生活へのいろんな物価高へと跳ね返っておるのが現状でないかと思っております。

そしてまた、ただいま町長から肥料はもちろんのことでありますけど、畜産農家の飼料についても、県から50万円ほどの補助が出るということでもありますけど、今後、きめ細かな対策を求めるところであります。

そういうところで、丸亀市におきましては、物価高騰に対する市民、事業者への支援として、水道料金の基本料金を4か月間減免するとか、市民生活への支援として、肥料をはじめ農業資材の経費に助成として5,950万円ほど予算化されております。そしてまた、ハウス栽培の農家につきましては、燃料費等の支援も考えられております。市内運送業者への支援とかいろいろな支援が盛り込まれるところでもあります。

また、坂出市におきましては、マイナンバーカード所有者に1人1万円を付与するマイナポイント事業を行うように言われております。

また、東かがわ市におきましても、マイナポイント、マイナンバーカード所有者に1人1万円を付与すると言われており、約1億5,830万円ほどが予算化されるようであります。

今現在、国は1,200兆円を超える借金をしており、国民1人当たり1,000万円余りでありまして、なかなか国も予算化しにくいところではありますけど、ただいま申し上げましたように、あまりにも円安でありまして、今まででありましたら、日銀が為替介入しておりましたけど、ここへ来て全く動かないのが日本の政府でもあり、日銀であります。しっかりとした対応を取らなければ、今年度から来年に向けて相当な、個人はもちろんでありますが、事業者をはじめ困窮される方がおいでと思われれます。できるだけ政府もしっかりとした対応を取っていただきたいと思いますが、そこで、町長に申し上げます。

今年はプレミアム商品券が相当50%と有効に活用されているところでありまして、来年1月末に向けてそれぞれ利用されていると思っておりますけど、これから先、やっぱり何らかの支援策をまんのう町にとっても必要かと思われれますが、どのように考えておられるのかをお伺いいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。



**○栗田町長** 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、今後の国の動向等を見極めながら、再発行するかどうかをまた決めていきたいと思っておりますし、多くの住民の方への生活支援、また、経済支援等につきましても十分検討して、町民の方に喜んでいただけるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○白川正樹議長** 松下一美君。

**○松下一美議員** 1万8,000品目に余っての値上げというところであります。そしてまた、2万点に及ぶ品目が値上げを予想されるところでありますけど、やはり一度上がった物価はなかなか下がりにくいものでありますので、今後とも引き続き、これから政府においても国民支援、また、事業者支援というのを検討されていくと思っておりますけど、それらに合わされまして、町の対策をしっかりとお願いいたしまして、一般質問を終わります。

**○白川正樹議長** 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

7番、川西米希子君、1番目の質問を許可いたします。

**○川西米希子議員** 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより、通告に従い私の一般質問をさせていただきます。今回は野良猫対策とまんのう町手話言語条例・情報コミュニケーション条例の制定についての二つです。

初めに、野良猫対策について質問をさせていただきます。

今月9月20日から9月26日は動物愛護週間です。それでは、始めます。

飼い主のいない野良猫対策について、野良猫から地域猫への取組を本町でも行っていただくよう提案いたします。

地域猫とは、地域住民が合意して野良猫を地域猫として適正に管理しながら一代限りの命を全うさせ、野良猫の数を減らしていく活動です。香川県では香川県動物愛護管理推進計画の中で、市町を窓口として野良猫による迷惑問題と動物の愛護、生命の尊重の両立を目指した地域猫活動に対し、経費、不妊去勢手術等の一部助成を行っています。現在、坂出市、東かがわ市、三豊市、土庄町、多度津町がこの活動に取り組んでいます。

具体的には、地域の理解と同意の下、飼い主のいない野良猫に対して二つのことを行うものです。一つ目は不妊去勢手術を行うこと。猫を捕まえて動物病院で手術を受けさせること。二つ目は適正な飼育管理を行うこと。地域住民に迷惑をかけないように、適正なトイレと餌やりの管理を実施するものです。市町を窓口とする県の助成もあるため、本町としても取り組みやすいのではないのでしょうか。

現在、本町でも野良犬や野良猫によるふん尿被害や鳴き声、餌やり行為によるみだりな繁殖が住民生活を悩ます問題となっています。迷惑をしている人、かわいそうだと心を痛めている人、それぞれ思いは異なりますが、共通しているのは、安心して暮らせる環境を守ることと、不幸な犬や猫がいなくなることではないのでしょうか。

しかしながら、野良犬の場合は狂犬病予防法に基づき、捕獲の対象となっているため、地域猫活動のような取組はありません。地域猫活動は地域住民の理解と協力の下で行うことが必要であり、猫をめぐる近隣の人間関係のトラブル解決にもつながると思います。

本町においても、現在、野良猫に関わるボランティアに携わってくださっている方がいます。グループや個人であったりと、活動形態、活動内容は様々ではありますが、野良猫を捕まえて自費で避妊去勢手術を受けさせ、問題行動の抑制や、飼い主のいない猫がさらに増えないよう活動してくださっている方もいます。こうしたボランティアの方から地域猫活動を求める声もあります。地域猫活動は住みよいまちづくりとボランティアに取り組む方々の支援にもなるのではないのでしょうか。

平成23年3月に発行された環境省の資料によりますと、雌猫は生後4か月から12か月で子猫を産めるようになり、年に2回から4回出産し、1年に4頭から9頭の子猫を産みます。1頭の雌猫から1年後には20頭以上に増え、2年後には80頭以上となり、3年後には2,000頭以上になるとされています。

そこで、お尋ねいたします。

本町において野良猫に関する苦情は年間何件で、どのような苦情が寄せられていますでしょうか。野良猫の現状とボランティアの活動についてはどのように御認識でしょうか。御答弁よろしくお願いをいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西米希子議員の本町において野良猫に関する苦情は年間何件で、どのような苦情が寄せられているのか。野良猫の現状とボランティアの活動についてはどのように御認識でしょうかとの御質問にお答えいたします。

これまで野良犬、野良猫につきましては、住民の方々よりいろいろな意見や苦情をいただいております。町といたしましては、その都度、対応のためにお伺いしたり、町広報紙や音声告知放送を通じて飼い主のマナーなどの周知・啓発を行っているところでございます。

しかしながら、無責任な餌やりや、犬が捕獲されないように捕獲箱の蓋を外したり、また、御自身で飼うことができなくなった犬や猫を遺棄するなどの行為が依然として行われており、なかなか野良犬、野良猫が減少していないのが現状であります。

そうした反面、捨てられた犬や猫を御自身で飼い、不妊去勢手術を行い、餌を与え、そして、中には次の新しい飼い主を探すなどといった、なかなかできることではないことを、それをボランティアで行っている方が御自身から名乗られることがありませんので、正確には分かりませんが、町内にも数名の方がお住まいであると推察しているところであります。

さて、川西議員の1番目の御質問の野良猫に関する苦情の件数と内容についてですが、月に二、三件、多い月で5件ほどございます。内容につきましては、ふん尿に関するものが一番多く、ほかには発情期などでの鳴き声、車の上に上がって傷をつけるなどがあります。中には、飼っているわけではないが、餌やりをしていたら数が増えてしまったので

うにかしてほしいといったものが寄せられております。

また、野良猫の現状についてですが、これにつきましては、正確な数字ではありませんが、まんのう町内に500頭前後の野良猫が生息していると考えております。

次に、ボランティア活動につきましては、一般的にはなかなかできることではないことを地道に行っていただいていると思っております。引き取った猫の数にもより、一時的に近所の方に多少の御迷惑をかけることがあろうかとは思いますが、大切な命のために努力されていると認識しておりますので、よろしく申し上げます。

**○白川正樹議長** 川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

令和4年8月29日の所管事務調査におきまして、御答弁にもありましたけれども、犬、猫の年間保護件数の報告をいただきました。猫は昨年度が13匹であり、本年は4月から7月までの4か月間で既に18匹であります。これは捕獲された数のみでありますので、捕獲されていない野良猫が何匹いるかということは全く分かっておりません。この4か月間で既に昨年を上回っております。何らかの対策が必要だと思っております。

そこで、お尋ねいたします。

現在の本町の野良猫対策についてお示してください。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西米希子議員の現在の本町の野良猫対策についてお答えいたします。

以前は野良犬と同様に、捕獲・保護した野良猫についても保健所が引き取っていましたが、川西議員御承知のとおり、野良猫に関しては狂犬病予防法の対象外であるために、5年ほど前からは保護した野良猫が保健所に引き取られることはなくなりました。

そうしたことから、周辺の自治体でも本町同様に対応に苦慮しているところですが、引き続き、保健所と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

また、具体的な対応策につきましては、猫が嫌う低周波発信機の貸出しなどもあるようですが、町独自の取組といたしましては、不妊去勢手術の助成をこれまでの1家庭につき年1頭を助成対象としておりましたが、新年度より年3頭を対象とすることで、捨て猫の減少や2頭目が飼えることによる野良猫の減少といった動きが見られるかどうか伺いたいと現在計画しているところでございますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

最初に申し上げましたけれども、香川県では香川県動物愛護管理推進計画の中で、市町を窓口として、野良猫による迷惑問題と動物愛護生命の尊重の両立を目指した地域猫活動に対し、経費、不妊去勢手術等の一部を助成しております。現在、坂出市、東かがわ市、三豊市、土庄町、多度津町がこの活動に取り組んでいます。本町としても取り組んではいかかと思っております。地域猫活動の導入についてのお考えをお尋ねいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西米希子議員の地域猫活動の導入についての御質問にお答えいたします。

地域猫活動につきましては、川西議員さんがおっしゃられるとおり、活動の大きな目的が飼い主のいない猫の抑制と排泄物や鳴き声、ごみが荒らされる、家に入り込まれるなどがなくなり、公衆衛生が確保されることでございます。その目的を達成させるために、実際にこの地域猫活動を行うポイントといたしましては、一つ、捕獲、去勢、返還といったTNR活動により繁殖を防ぐこと。二つ目、地域内の猫を管理下に置き、捨て猫による新しい猫が増えるのを防ぐことであり、この二つのポイントを確実に行わなければ効果が表れにくく、取組自体が破綻する可能性がございます。そして、この二つのポイントを確実にを行うために不可欠なのが、活動を行う地域住民の全員が同じ認識を持つことと、継続して活動に取り組むことでございます。

地域猫の活動を検索しますと、成功例が全体的に多いようではありますが、中には猫の数が当初より増えてしまった地域や、転居や高齢を理由に、中心になって世話をされていた方がいなくなってしまうという地域も見受けられ、制度そのものは非常に素晴らしい制度であるとは理解できますが、一つ甘い部分があると、逆効果になってしまうようにも受け取れます。

今でも制度に取り組んでいない自治体に住まわれ、個人で活動されている方には頭が下がる思いではありますが、まんのう町としては、まずは不妊去勢手術の助成対象を年1頭から3頭にすることで対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

県の助成は1グループ3年間のみで、年間不妊や去勢手術に対しては15万円、餌とふん尿の管理で5万円となっています。県の助成が切れた後は町独自の支援になるとのことですので、今の御答弁のようなお返事をいただいたのだと思います。ボランティアの登録がどの程度あるのかということは今の時点では全くの未知数ではありますが、町財政を圧迫するほどの登録があるでしょうか。

また、この活動は野良猫による被害の改善には本当に結びつかないのでしょうか。現在、ボランティアで野良猫に対する不妊去勢手術を施す活動をしてくださっている方は、県の助成もまんのう町の助成も受けずにされています。そこに助成が加われば、さらに活動が進むと思います。県の助成が切れた後は、町独自の支援となるため、減額もあり得るかとも思いますし、一定期間取り組んでみて、効果が費用に見合わないときは方向転換をする決断も必要かと思えます。

そこで、質問をさせていただきたいと思いますが、先ほど町長さんの御答弁の中にありました1頭から3頭に助成する頭数を増やすということでもありますけれども、これはあくまでも飼い猫に対する助成であるというふうに私は受け止めておりますけれども、飼い猫のみでしょうか。それとも、野良猫に対しても助成が行われるということなんでしょうか。

ようか。ちょっと聞き取れなかった部分がありますので、すみません、ちょっと私の聞き取りが十分ではなかったかも分かりませんが、ここのところをもう一度お願いいたします。

○**白川正樹議長** 住民生活課長、山本貴文君。

○**山本住民生活課長** ただいまの川西議員さんの御質問ですが、これまでも同様に、猫、犬につきましても、飼い犬、飼い猫というのを対象としていると思っております。よろしく申し上げます。

○**白川正樹議長** 川西米希子君。

○**川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。分かりました。ということは、やはり野良猫に対しましては、これといった次の一手がまだ見つかってはいないという、そのようなことではないかと思えます。

それでは、まんのう町では野良猫に対する不妊助成はされておられませんけれども、野良猫に対する不妊や去勢の助成を行っている市町も香川県内にはあります。高松市、坂出市、善通寺市、東かがわ市、直島町、宇多津町です。本町においても必要ではないかと思えますが、野良猫に対する赴任去勢の助成についてお尋ねいたします。

○**白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

川西議員さんがおっしゃるとおり、現在、県内では4市2町がこの制度に取り組んでおるところでございます。この制度につきましても、取組が可能かどうか、以前、検討したところですが、現在のところ取組には至っておりません。

その理由といたしましては、手術を行った猫が本当に町内の猫なのかどうなのかの確認が現在行っている手続ではできないことです。申請時に確認できる方法も考えましたが、せっかく良心を持って手間をかけてくださっている方に対し、さらに通常以上の手間をお願いするのがサービスの向上につながるのかという点でございます。8市9町が足並みをそろえて取組をすれば、確認作業も簡素化できると思われますので、今後、県に対して要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○**白川正樹議長** 川西米希子君。

○**川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

町長さんの御答弁で県への要望を行っていきたく、このようにおっしゃってくださいましたので、ぜひそれは行っていただければと思います。

また、御答弁の中でおっしゃってられましたのは、モラルハザード、規律の喪失や倫理観の欠如を御心配されているのではないかと思います。ボランティアを登録制度として規約を結び、お互いが納得し、一定のルールの下、野良猫の去勢や不妊手術をする助成を行ってはいかがでしょうかということで御質問させていただきます。

○**白川正樹議長** 住民生活課長、山本貴文君。

○**山本住民生活課長** ただいまの川西議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今、おっしゃられましたボランティアグループの活動組織とのやり取り、今までは我々は個人と個人のやり取りでしたけれども、今、議員さんがおっしゃられたのは、グループ、組織とのやり取りということだろうと思います。まだ取り組んだことはございませんので、他市町とかの意見も聞きながら、そういった活動をされている市町があるのかどうかというところからまず手始めに探ってみて、研究したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございます。御答弁いただきましたように、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

住民の方から野良犬や野良猫について何とかしてほしいとの要望が多数寄せられています。町としても何とかしなければいけないとの思いがありながらも、対策がなかなか見いだせない状況ではないかと思えます。野良犬の場合も、子犬のときに保護して、譲渡先を探す活動をボランティアでしてくださっている方々がいることも承知をしております。ボランティアの方々は自分のできる範囲で既に地域の環境を守るため、また、動物愛護の精神から対策に取り組んでくださっています。その方たちへの支援もまんのう町の野良犬、野良猫対策の前進につながるのではないのでしょうか。

今回はこれでこの質問に関しては一旦ここで終わります。

**○白川正樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

**○川西米希子議員** それでは、二つ目の質問を始めます。

二つ目は、まんのう町手話言語条例の制定とまんのう町情報・コミュニケーション条例の制定についてです。

令和3年6月議会に続き、2回目の質問です。前回の質問では、平成23年に改正された障害者基本法により、手話は言語として認められています。障害者基本法では、全て障害者は可能な限り手話、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められています。手話が言語であることを広く住民に周知・広報し、手話の普及や手話が利用しやすい環境整備、障害者への理解を深めていく必要があると思います。全ての障害者が健常者と同じタイミングで同じ情報が受け取れるように、また、意思疎通ができるように、手話言語条例、障害者コミュニケーション条例を制定し、全ての障害者にとって住みやすいまちづくりへの施策をさらに進めていただきたいと思いますと質問をさせていただきました。

(合田正夫議員退席 午前10時25分)

手話言語条例においては、言語の選択権、手話言語の獲得・習得、手話言語の発展・研究と保存を、情報・コミュニケーション条例の制定においては、情報の受け取りと発信の機会の保障、コミュニケーション手段の選択権を求めるものです。

前回の御答弁で、本町における住民とのコミュニケーションは障害者のほか、高齢化に伴い聴覚が大幅に低下している方や外国人労働者についても重要な課題だと認識をしてい

ます。筆談アプリ等を掲載したタブレットの導入、手話通訳者派遣事業等の要綱の見直し、手話や外国語が使える職員の採用、災害時に利用できるイラストの導入など、障害者等とのコミュニケーションについて調査、研究をするとともに、県に条例制定を要望することも視野に入れ、町の条例制定についても検討していきたいとの御答弁をいただきました。

そこで、今回はこの御答弁のその後についてお尋ねいたします。

筆談アプリ等を掲載したタブレットの導入についてお尋ねいたします。教育民生常任委員会でタブレットを導入したことは御報告いただきましたが、その後、十分な活用はされていますでしょうか。御答弁お願いいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。 (合田正夫議員入室 午前10時27分)

**○栗田町長** 川西議員さんの筆談アプリ等を掲載したタブレットの導入についての御質問にお答えいたします。

前回の答弁の後、早速、筆談アプリ等のタブレット2種類を試験的に導入いたしました。一つは、筆談ができる電子メモパッドであるブギーボード、二つ目は、話語を聞き取り、画面に文字として表示することができるポケットトークミミというものでございます。どちらも窓口に聴覚障害のある方や高齢者の方がいらした際に利用しております。

ポケットトークミミのほうは包括支援センターの職員に貸し出し、高齢者宅に訪問する際や介護保険の認定区分調査の際等に御本人の御自宅に持参して使用したりもしております。聞こえづらくなったが、文字で読むことができるので、話が分かりやすかったとのお声もいただいております。

今後引き続き、手話が使えなくてもコミュニケーションが図れる環境整備、調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

私の質問の後に、早速、2種類を購入していただき、その後は活用が十分になされているということで、今、お聞きいたしました。大変にうれしく思います。

また、そのときの御答弁ではありませんけれども、委員会の中で、このタブレットが十分に効果を発揮すると認められたときには、ほかの課でも使えるように拡大していきたいという、このようなお話もたしか承ったと思いますので、そのようなこともまたお考えいただければと思います。

手話通訳者派遣事業等の要綱等の見直しについてお尋ねいたします。

要綱の第2条、6条、9条が見直されたのではないかと思います。この見直しは何を目的にしたのでしょうか。見直しによって利用者の利便性は高まったのでしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

前回の答弁の後、手話通訳者派遣事業の要綱を見直し、令和4年度より手話通訳者派遣

事業の受付を役場に来なくてもできるように改善いたしました。対象の方は御自宅のファックスやインターネットから申請ができるようにし、現在利用されている方には個別に周知もいたしました。従来どおり役場に来て申請される方もいらっしゃいますが、御自宅から申請されるようになった方もいらっしゃいます。従来より当事業の利用がしやすくなっていると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。今回の見直しによりまして、聾啞者の方が、また、この事業を必要とされる方が、役場に来ずとも自宅で受付ができるということで、やはり便利になったというふうに受け止めました。

聾啞者の方が求めているのは、病院で医師、看護師とのコミュニケーション、受付、診察、治療、薬の説明、相談、緊急連絡など、警察で生活安全の相談、遺失物届出、交通事故、事件などの相談、訴え、公的機関での受付との会話、届け、受付相談、連絡など、重要な場面での手話通訳者の派遣だと思います。できる限り簡単明瞭、スムーズに必要時に派遣支援が受けられますよう、必要に応じて今後も見直しをお願いいたします。

前回の御答弁では、手話や外国語が使える職員の方の採用ということもおっしゃっていただきました。その後はいかがでしょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問、手話や外国語が使える職員の方の採用についての御質問にお答えいたします。

一般行政職として採用する際に、手話資格や外国語の各種資格を求める募集は現在のところ行っておりませんが、外国語は採用の後にたまたま大学での専攻や特技としている職員は数名いるようでございます。ただし、手話につきましては、近隣自治体に聞き取りしてみますと、仲多度3町で手話のできる職員はいないようですが、善通寺市と丸亀市では聴覚障害者協会の派遣制度を活用しているとのことでございます。

一方、手話や外国語通訳を介さなければならないような状況のときには、先ほど申しました筆談アプリや外国語翻訳アプリ等のツールを使用しながら対応することとなりますが、さらなるサービス向上に、資格を持った職員採用も視野に入れてまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

職員の方の採用については、手話ができればよい、外国語ができればそれだけでよいというものではないと思いますが、サービス向上と住民の方、職員の方、相互の負担の軽減には貢献ができるのではないのでしょうか。

災害時に利用できるイラストの導入などについても、現在、どのようになっていますでしょうか。あのとき考えるとおっしゃっていただきました。御答弁お願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。



**○栗田町長** 川西議員さんの災害時に利用できるイラストの導入などの御質問にお答えいたします。

災害時に利用できるイラストの導入についてですが、直感的な理解を促すためにイラストは有効な手段であると考えております。総合防災ハザードマップの作成時にも、文字だけの説明にならないよう、イラストや写真の活用に努め、図記号では内閣府の図記号の標準化の取組に基づき、日本工業規格（JIS規格）に準拠して表記を行っております。

また、岡山市消防局では、コミュニケーションが困難なことが予想される核・生物・化学物質などのNBC災害時において効率的な誘導・指示を行うことを目的に、川崎医療福祉大学と共同で災害対応ピクトグラムが開発され、現在では29道府県の消防機関や病院、商業施設など300か所以上で取り入れられているようでございます。本町も災害対応ピクトグラムの活用も検討し、分かりやすい対応を心がけてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

災害時に障害者の方等々が困ることがないように、どうかこれからもしっかりとした対策を常に考えていただければと思います。

前回は県に条例制定を要望することも視野に入れ、町の手話言語条例等も検討していきたいとの御答弁をいただきました。県への条例制定への要望、本町における手話言語条例と情報・コミュニケーション条例の制定についてのお考えをお尋ねいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員さんの県への条例制定の要望と本町における手話言語条例と情報・コミュニケーション条例の制定についての御質問にお答えいたします。

現在、県下でこの条例を制定しているのは、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、三豊市の5市となっております。町でこの条例を制定しているところはまだ県下にはないという状況でございます。

手話言語条例と情報・コミュニケーション条例の制定の目的は、手話及び要約筆記、点字、音訳などの様々な方法でのコミュニケーションが円滑に取れるような環境整備や町民への普及啓発であると考えております。この目的を達成するためには、町の中で普及啓発を行うよりも、県で広域的に行ったほうがより高い効果が見込めるものと考えます。そのため、各町長が集まる町村会で調整し、各町足並みをそろえて県へ条例制定を要望したいと考えております。

川西議員さんのおっしゃられるとおり、障害者基本法では手話が言語であることが明記されており、また、手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならないとされています。

このことから、手話の普及及び町民の理解促進、また、手話を利用しやすい環境整備に

については、条例の有無にかかわらず、町の責務として取り組んでいかなければならないものと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。御答弁にもいただきましたけれども、私も県でぜひ手話言語条例の制定ができますことを強く望んでいる一人でもあります。どうか町長さんの力強い県への提言をよろしくお願ひいたします。

聾啞者の方から月に1回でも手話通訳が来庁してくれればありがたいとの要望をお聞きしております。それに代わるのが遠隔手話通訳だと思います。今現在、本町においては遠隔手話通訳についてはどのようになっていますでしょうか。利用者については少数の方だとは思いますが、周知、広報についてはどのようにされていますでしょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの遠隔手話通訳の導入についての御質問にお答えいたします。

令和4年4月より、手話通訳者派遣事業において遠隔手話通訳を導入しております。希望された方は、スマートフォン等を通して手話通訳者派遣事業を利用することができます。現在、当町で遠隔手話通訳を希望される方はいらっしゃいませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の不安がある中ですので、接触を控えて遠隔で行うことで、安心して手話通訳者派遣事業を御利用いただくことができると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございます。

香川県の聴覚障害者協会のほうでこの遠隔手話通訳のほうをなさっているのではないかと思います。観音寺市さんでは手話通訳者を設置しているとホームページに載せていらっしゃいます。令和3年4月1日より、パソコンを利用した遠隔手話通訳になりましたという文言で載せていらっしゃいますけれども、まんのう町においては、私がホームページで探しても見当たりません。また、広報誌のほうにも載せてくださってはおりません。利用者の人は少ないかもわかりませんが、今現在利用者がいないという御答弁でしたけれども、これが本当に広報されているのか、いないのかというところが重要ではないかと思ひます。私も関心を持って、いろいろ障害者のこともホームページで情報を仕入れておりますけれども、やはりこのような遠隔手話通訳ができるようになりましてというような情報は、聾啞者でなくても見られるようにしておくことも必要なのではないかと思ひます。また、しっかりとこの利用者が利用できるように周知、広報していただければと思ひます。この点、いかがでしょうか。周知、広報のほうをしていただけますでしょうか、御答弁をお願ひいたします。

○白川正樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 川西議員さんの質問のほうにお答えさせていただきます。

今現在、まんのう町内で手話の派遣の事業、こちらのほうを御利用されている方が6名いらっしゃいます。幸いにもまんのう町の職員、6名なので、そこと密にお話をしながら進めているので、そういう何か今回のその遠隔操作のときとかもそうなんですけども、その6名の方には直接御連絡したりして、お知らせしとるということで、何かまた使えるようないい制度が変わったときにはお伝えしますし、今回のその派遣事業の見直しのほうについても、その方たちには直接担当のほうで連絡しとるような形で進めております。

なお、ほかの方、一般の町民の方にも広く知らせてほしいというようなことを、今、お聞きしましたので、また機会を見て、広報誌等でまた載せれるところがあれば、そういうところでお知らせはしたいと考えております。よろしくお祈りいたします。

**○白川正樹議長** 川西米希子君。

**○川西米希子議員** よろしくお祈りいたします。

私が申すまでもなく、御存じだとは思いますが、障害者が日常生活や災害時に必要な情報を得られるよう支援し、健常者との情報格差の解消を目指す新法が本年5月19日に成立し、25日に施行されました。手話や字幕、点字の提供など、情報分野でのバリアフリー化を促進する重要な法律です。新法の名称は障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法です。アクセシビリティとは、近づきやすさ、利用のしやすさ、便利であることと訳されております。実現のため、同法では国や自治体に対し、情報伝達やサービスの開発に対する助成、防災・防犯情報を迅速、確実に得られる整備や機器の設置、多様な手段で緊急通報ができるような仕組みの整備などが求められています。

障害者が住みよい町は、高齢者、外国人在住者、健常者にとっても住みよい町ではないでしょうか。言語は音声言語と手話言語があることが国際的な障害者権利条約で認められています。日本では障害者基本法で手話は言語と明記されました。そして、今、手話は音声言語と対等な言語であるとの理解と普及が必要となっています。

2016年3月、手話言語法制定を求める意見書が全国全ての自治体で採択されております。まんのう町もです。その後、香川県内では高松市、さぬき市、観音寺市、三豊市、丸亀市において、手話言語条例が制定されております。このほか、自治体においても前向きに取り組むところのお考えのところもあると聞いております。

条例を制定することは、町の行うべき責務を明確にすることだと思います。誰もが住みよいまちづくりのために、まんのう町手話言語条例の制定、まんのう町情報・コミュニケーション条例の制定も必要ではないでしょうかと訴えをさせていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○白川正樹議長** 以上で、7番、川西米希子君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で11時5分まで休憩いたします。

**休憩 午前10時47分**

## 再開 午前11時05分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 皆さん、おはようございます。並びに、放送をお聞きの住民の皆様、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い進めさせていただきます。

先日、9月4日に仲南佐文の綾子踊が4年ぶりに開催され、また、私自身も来賓で呼んでいただき、出席させていただきました。皆さん元気に踊られ、すばらしい舞を見せていただきました。私的には、久しぶりに経済発展につながる地域活動が戻ってきたかのように実感いたしました。しっかり感染症対策もなされ、また、2年後も綾子踊が開催されることを切に願っております。

それでは、始めます。今回は大きく二つの質問をしたいと思います。まず1点目、プレミアム商品券発行事業の費用対効果について、2点目が「GIGAスクール構想」タブレットの利用課題についてです。

まず初めに、50%プレミアム商品券発行事業の費用対効果についてお伺いいたします。

令和の初めから新型コロナウイルスで何人もの方が亡くなり、傷つきました。皆さんの尊い日常というものが奪われ、また、制限がかかりました。そんな救済措置の一つとして国が行ったのが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。その交付金を活用して、昨年は40%のプレミアム商品券、そして、今年は50%プレミアム商品券発行事業を行っていただきました。9町では初となる50%のプレミアム商品券でした。この事業というのは、私自身が御提案をさせていただき、そして行政に取り上げてもらい、一つの形となった発行事業なので、私自身も結果というものが非常に気になっていました。

そこで、3点ほどお聞きします。順次、お聞きしますので、御答弁を願います。

まず1点目、昨年度40%商品券と今年度の50%プレミアム商品券発行事業ですが、行政観点から見た費用対効果をお聞きします。御答弁をお願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木崇容議員の昨年度40%と今年度の50%の商品券、行政観点から見た費用対効果についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的な緊急事態措置や蔓延防止等重点措置の実施、県内における感染症の拡大を受け、外出機会が減少したことなどにより、大きな影響を受けた町内事業者の支援とともに、町民の生活支援を目的にプレミアム商品券発行事業を実施しております。

令和2年度にはプレミアム30%つきの商品券を発行し、8,157人が購入し、2億600万円が使用されました。令和3年度はプレミアム40%つきの商品券を発行し、7,550人が購入し、約3億8,900万円が使用されました。そして、令和4年度はプレ

ミアム50%つきの商品券を発行し、9,312人が購入し、3億6,100万円が使用される予定となっております。

この事業の原資は、住民に販売する商品券代金とプレミアム分として国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と町の基金等を活用しております。この3年間で9億5,600万円が町内で使用され、地域経済の循環により地域の活性化が図られているものと考えています。

また、住民と町が一体となり、事業者を支援することや、住民の生活支援においても大きな費用対効果があるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** よく分かりました。私も住民の皆さんから商品券はあれに使ったよ、これに使ったよという御意見をいただき、地域の活性化につながっているなど実感いたしました。

それでは、次の質問をします。

2つ目、住民からの御意見としていただきました、それを自分なりに質問したいと思えます。

商品券をカードタイプにできないかとお聞きされました。大型店舗などはチャージタイプのカードを使っており、そのような工夫はできないかということです。もちろん最初の諸経費、投資というのは費用がかかるとは思いますが、できないことではないと思います。それと、今回の商品券の50%商品券ですが、申込者数というものが、先ほど町長の御答弁の中にもありましたが、9,312人、1人の上限が3セットで、申し込んでいただいたセット数が2万7,313セット、また、その中から抽せんにより絞られた数が2万4,200セット、そして、実際に購入されたのが2万4,085セットでした。これをお金にしますと、2億4,085万円となりました。

そこで、一つお聞きします。

商品券のセット数をカットした理由と、厳正な抽せん方法とはどのような方法か。また、商品券の使用期限が半年くらいと短いと。これを長くできないか、そういったことについてお伺いいたします。御答弁お願いいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 鈴木議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、商品券をカードタイプにできないかとの御質問でございます。

他の市町では、商品券の代わりに町でカードを作成し、そのカードにポイントをチャージする方式や、民間のアプリを利用し、ポイントを付与する方式など行っている自治体がありますが、まんのう町は高齢者比率が高い上に、高齢者のみの世帯が多いことや、事業者においても高齢の方が経営している経営者が多いことから、カード式やアプリ等の導入については、もう少し時間を要するものと思われれます。

しかしながら、商品券の印刷代など経費を削減できることや申込みに関すること、換金

に関することの手間などが省力化できるなど大きなメリットがありますので、電子化に向けた取組も検討していかなければならないと考えております。

次に、商品券のセット数をカットした理由、また、厳正な抽せん方法とは。そして、商品券の使用期限が短い。もう少し長くないかとの御質問にお答えいたします。

まず最初に、商品券のセット数をカットした理由と抽せん方法につきましては、プレミアム50%つきの商品券の販売予定数は2万4,000セットとしていましたが、申込セット数が2万7,313セットと3,313セットが販売予定数を超えたため、抽せんをすることになりました。

今までの実績から、申込みをした方が商品券を購入していない割合が0.5%程度いることから、200セットを上乗せし、2万4,200セットを当選することにいたしました。

抽せん方法は、1人3セットを申し込んだ方を対象に1セットのみを減らす抽せんを行いました。1人3セットを申し込んだ方が約9,000人おられましたので、3人に1人が1セット減らされた結果となりました。減らされた方は落胆されたと思いますが、どうか御理解をよろしくお願いいたします。

次に、商品券の使用期限が短い。長くないかにつきましては、今回のプレミアム50%つき商品券発行事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しているために、国への実績報告を行う関係で、使用期限が1月末日までとなっており、使用期間が6か月少々となっておりますので、この期間内で計画的に利用していただければと考えております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**○白川正樹議長** 鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** 理解いたしました。もう少しカードタイプ式になるのには時間がかかるのかなと思いました。

しかし、皆さん、銀行のキャッシュカードなどはもう既に20年余り、さらには30年ぐらい使っている方もおられると思います。そういった意味では、できないはずはないのかなというところもありますので、順次、進めていっていただいて、考えていていただいたらなと思います。

それと、抽せん方法ですが、先ほど町長の御答弁の中に、適正で厳正にやられているとおっしゃっていましたが、少し住民の方からいただいた声の中に、2人で住んでいる方は、どちらかという、4人、5人、6人で住んでいる方の先に抽せんをして、2人の世帯の方はちょっと融通が利かないのかなというところをおっしゃっておいりましたので、今後、またいろいろ検討していただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

三つ目、来年度、令和5年もプレミアム商品券発行事業をしていただけるのかをお聞きします。来年も新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の国の予算措置が決定しております。約1兆円ぐらいあると聞いております。使い道には様々な制限があるかもしれま

せんが、来年こそは抽せんのない、全ての方に行き渡る、今年と同じ50%プレミアム商品券をお願いしたいですが、どのようにお考えですか、お聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の来年度、令和5年度もプレミアム商品券発行事業をするのかという御質問にお答えいたします。

内閣府では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び新型コロナウイルス感染症総合経済対策、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置しています。

また、本年度は、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じきめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。

令和2年度からの3年間は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム商品券発行事業を実施してまいりましたが、令和5年度は国の交付金の動向や経済状況を注視しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 分かりました。できることなら前向きにお願いしていただきたいと思います。

この発行事業ですが、住民の皆さんは本当に喜んでおられます。今はどちらかといえばコロナ禍により落ち込んだ世の中となっております。全ての住民の皆様、町民の皆様を支援する意思表示として、商品券発行事業の御検討をお願い申し上げまして、一つ目の質問を終わりにしたいと思います。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 それでは、二つ目の質問に入りたいと思います。

二つ目の質問は、GIGAスクール構想のタブレットの利用課題についてにいたします。初めに、議場にいる皆さんのお手元にお配りしている用語概要のこのプリントを見ながらお聞きください。

今回、質問をすること、内容は、これからの義務教育に欠かせない、必ず必要になると思います。これから5年後、10年後も様々な進化をしながら続けていく教育、新しい教育へシフトしていく、それがGIGAスクール構想ではないかと思います。

私はこのGIGAスクール構想は賛成の立場であります。ですから、私自身、少し心配

なところをお聞きしたいと思います。それを御理解の上、御答弁をいただきたいと思ます。

今回はG I G Aスクール構想の中身について、5点ほどお伺いたします。では、始めます。

ある調査結果が発表されました。それはO E C D、日本語で経済協力開発機構です。そのO E C D加盟国を中心に、15歳児を対象とした国際的な生徒の学習到達度調査、その調査結果が公表されました。これによると、I C Tの活用状況について、日本は学校の授業におけるデジタル機器の利用時間が極端に短く、O E C D加盟国中、最下位となっているほか、ゲームなどは多く使われているが、その反面、学校や家庭での学習に使用している生徒の割合が非常に少なく、学校のI C T環境整備やI C Tを活用した学習活動の遅れというのが明らかになりました。

このようなことから、国や県、まんのう町はG I G Aスクール構想の本格的な実現に向け、児童生徒1人に対し1台のタブレット、パソコンを導入し、高速かつ大容量の通信ネットワークの一体的整備を目指し、学校のI C T環境整備を加速化に向け積極的な支援をしていただき、まんのう町は整備が完了できました。これに対しては非常に短い期間で整備していただいたことを非常にありがたく思っております。

そこで、お聞きします。

G I G Aスクール構想により学生に現在購入しているタブレット、また、パソコン等、1,267台ですが、こういったタブレット類、パソコン等は耐用年数というものがあり、長寿命化計画などができません。今後の更新計画をどうお考えか、また、現在購入しているタブレット類、パソコン類は国の国庫補助、コロナ対策臨時交付金で購入できましたが、今後、そういった補助金や交付金の対象外になったときの財源の確保はどうお考えか、また、通常予算措置で継続をするのかお聞きします。

**○白川正樹議長** 教育長、井上勝之君。

**○井上教育長** 鈴木崇容議員の御質問は、G I G Aスクール構想で整備したアイパッド端末の更新についてでございます。

御質問にありますアイパッドにつきましては、ちょうど1年半前の令和3年3月に1,267台を導入したものでございます。その時点で既に導入済みでありました257台と合わせまして1,533台を各小中学校に配置したものでございます。

まず、更新時期についてでございます。更新の判断基準には2点ございますが、まず1点目としましては、O Sのサポート期間の終了でございます。本町が導入しましたアイパッドは第8世代と呼ばれるもので、令和2年9月に発売された型式であります。これまでのアイパッドのO Sのサポート期間でございますが、平成24年に発売された第4世代においては、発売後6年目の令和元年にサポートが終了されており、平成30年に発売された第5世代につきましては、現在も継続してサポートされております。これまでのサポート期間としましては、5年から6年というのが一般的でございます。



2点目といたしましては、アイパッド本体の寿命でございます。こちらにつきましては、使い始めてから3年から4年がたちますとバッテリーの消耗が激しくなり、1回の充電で使用できる時間が短くなるようでございます。これらのことから、児童生徒の1人1台端末につきましては、導入後5年を経過します令和7年度末から令和8年度の早い時期には更新が必要でないかと考えております。

次に、アイパッドの更新に係る費用についてでございます。令和2年度には約9,500万円で調達してございます。このうち3分の2につきましては国庫補助金が充当、残りの3分の1につきましてはコロナ対策の臨時交付金が充当されました。しかしながら、今回の更新時には、現時点におきましては国庫補助金の充当などの措置がなされておられません。

今後におきましては、教科書につきましてもデジタル化に移行されることも報道されております。このことから、デジタル端末は児童生徒の授業には必ず必要であるため、この更新の費用につきましては、県や国に対して補助等をしていただけるよう強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**○白川正樹議長** 鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** ありがとうございます。

まんのう町では、毎年、ソフトウェアのランニングコスト、使用料ですね、これが約1,000万円弱かかっているとされています。私は教育に関して必要な諸経費だと思っております。

先ほど御答弁の中にも、令和2年度には9,500万円を調達したと言われました。新規で全てのタブレット、パソコンを買換えなら、その他もろもろで同じくらい、もしくはそれ以上かかると思います。

そこで、お聞きします。

今後、国の補助金やコロナ対策臨時交付金などが少なくなったりなくなったりしたときに、BYODやCYODというやり方もあります。これを利用するお考えがあるのかお聞きします。このBYOD、CYODというのは、もう既に民間の会社では使われている部分があります。これにはメリットやデメリット、様々なものがありますが、やはり工夫というものを一つ加味した上での考えだと思いますが、教育上でもこういったことをお考えがあるのかをお聞きします。

**○白川正樹議長** 学校教育課長、香川雅孝君。

**○香川教育次長兼学校教育課長** 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

恥ずかしながら、今のBYOD、CYODという言葉も、この用語概要を頂いて知った次第で、今回、初めて耳にする言葉でございます。

ただ、こちらの二つの方式については、タブレット等が個人持ちでないかと思えます。文部科学省においては、デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討委員会というものも一昨年の7月から開催されておまして、令和6年度には早ければデジタル教科書に移行

するという報道もなされております。

一方、現在、義務教育課程においては、教科書については、教科書無償給与制度によりまして無償で配布をされているところがございます。なので、教科書がデジタル化されるということは、このデジタル端末についても教科書の一部かなという考えもありますので、先ほど教育長のほうが答弁いたしました、このタブレットにつきましては、やはり町のほうで整備をしなければいけないのかなと思ってます。そのための費用については、国や県のほうに補助なり、できれば全額頂けるようなことでお願いしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○白川正樹議長** 鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** 御答弁ありがとうございました。

やはり工夫できるところは考え、工夫していかなければならないのかと思います。その根拠とは、やはり人口構造の激変と社会情勢の変化、そして、財政運営の見通しからであります。こういったことを含め、整備コストの削減と利便性の向上を考えながら進めていかなければならないと私は思っております。

そして、最後にもう一点お聞きします。

先ほど教育長の御答弁の中に、更新の費用につきましては、県や国に対して補助等をしていただけるよう強く要望してまいりたいと言っておりましたが、少し踏み込んで、私の考えで確認させていただきたいと思います。

子供たちの近い将来に向けて、更新の費用やその他の教育に関する整備費用は重要だと私は考えております。結果ができる、できないは別として、まずはまんのう町の最高責任者である町長に国や県に陳情、請願、さらには強い要望をしていただきたいと思います、町長の御意見をお伺いしたいと思います。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 鈴木議員さんの質問にお答えいたします。

先ほどのことは非常に重要なことだと思っておりますので、機会あるごとに国、県なりに強く要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** 力強い御答弁をいただき、子供たちの未来がさらに輝いたと思います。安心いたしました。このGIGAスクール構想とは、もともと文部科学省が5年をかけてやる事業で、それを現在のコロナ禍によって前倒ししてやることになりました。どうしても各自治体、市町に負担や不具合が生じ、また、将来的な財政措置などに不透明さが多々あります。でも私はこれらの新時代の学びを具現化する上で、絶対に的を射た施策だと思っております。継続していくことはなかなか難しいです。でも継続は力なりという言葉があります。継続の力が子供たちの学力向上につながることを信じ、町長、教育長、さらには学校教育課長をお願いいたしまして、令和4年度9月議会の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○白川正樹議長** 以上で、3番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で13時、1時から開始いたしますので、よろしくお願いいたします。

**休憩 午前 11時35分**

**再開 午後 1時00分**

**○白川正樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

6番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可いたします。

**○竹林昌秀議員** 皆さん、タブレットの一般質問、竹林昌秀議員というところを見てください。そこに私の質問の資料が載ってます。それから、執行部側の答弁資料も立派にアップしていただいております。その御準備をお願いします。

午後1番目の質問の順番をいただきました竹林でございます。よろしくお願い申し上げます。

中山間直接払いとか農地の多面的機能保全で点検に来るんで、我が集落は一生懸命草刈りやってます。私も春からずっと草刈りやってきたんですが、この8月と9月の初めはシルバーに頼むことにしたんですけど、こないにシルバーで草刈りできる人がおらんようになってきて、なかなか来てくれんですね。

池田知事さんが御就任になりました。100の施策メニューを公示のときには掲げられましたね。帆山へおいでたときには自己紹介ぐらいで、政策的なことを何もおっしゃいませんでしたが、県内を御案内するのが県の元の部長さん方3人ぐらいが分担しておいでました。県政の課題は池田新知事さんはもう掌握済みで、100の施策構成があると。これにいかにか敏感に我々が手を挙げて応じていくのか、これからの課題かもしれないですね。新知事就任で県庁の中、ハッスルしてますから、我々がやりたいと言えば、一生懸命応援してくれるんじゃないかな、そんなことを思っているわけです。

さて、私の1本目の質問は、合併以来、塩入温泉の改善の手だてはどのように講じてきたのか。塩入温泉が地域社会の振興や住民の福利厚生のため、どのような公益性、公共性を発揮しているのか、評価したことはあるのか。永井レポート、改善提案をどのように活用するのか、町長の答弁を求めます。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の1番目の質問にお答えいたします。

まんのう町塩入ふれあいセンターは通称「塩入温泉」と呼んでおり、町民の健康・福祉の増進を図るとともに、町内外の触れ合いの拠点として、より多くの人々や産物が交流できる場として、もって町勢の発展に資することを目的に設置しております。事業の内容は公衆浴場事業、調理加工品製造事業、特産品等物品提供事業を行っています。

平成18年3月の市町村合併以降の塩入温泉施設の改善は、平成19年に源泉の水位が

急激に低下し、源泉が黒く濁ったことから、源泉井戸の洗浄及び水中ポンプの交換を実施、また、健康センター施設のウォーキングプールの温泉水を水道水に切替えを行いました。

平成25年には、安価での重油購入の契約期間が満了したことにより、重油価格が大きく上昇していたことから、コージェネレーションによる自家発電を四国電力に切り替えました。

平成26年には、浴室の洗い場の水道水を重油ボイラーによる温水からエコキュート設備による温水に切り替え、重油の消費量を削減いたしました。

平成28年には、健康センター施設の浴槽の温泉水も水道水に切り替えました。

次に、公益性の評価につきましては、有限会社仲南振興公社から提出された種類別入場者数の推移、食堂、産直品など売上データなどを確認し、この施設の運営が必要であると判断していることから、5年ごとに指定管理者を指定し、運営を行っております。

また、公益性の評価とは少し違っていますが、毎年、指定管理者評価委員会において施設ごとに評価を行っています。

次に、令和3年度に実施した有限会社仲南振興公社経営診断及び経営改善計画をどのように活用するのかにつきましては、報告書には多種の経営改善の項目がありますが、これは永井氏が診断し、改善計画を立てたものであり、どの項目を実施するかにつきましては、町のほうで順次検討を行いながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 施設ですから、壊れます。維持修繕、補修とかいろいろ要りますね。水中ポンプも替えたということですが、ポンプ屋さんにご相談したら、ポンプの能力の高いのをあげる。強いポンプで吸ったら詰まる。弱いポンプで24時間くみよるんが一番いいんですけど、井戸屋さんというのはなかなか県内においでない。ポンプ屋さんが来る。高いポンプを買わされる。気つけないかん。エコキュートにしたり、健康センターをめぐる温泉水の給排水とか工夫されたということです。

それから、条例に基づく指定管理者評価委員会で毎年評価しておると。5年の指定管理の更新時にはその評価をしておると。条例にのっとった運用をされたということでありませぬ。

続いて、永井レポートに、皆さん、塩入温泉の運営改革第3版というのがタブレットに載ってます。見てください。大体これに沿っていきます。

温泉が提供する最大のサービスはお湯ですね。評判がいいから、打たせ湯や回転湯やそんなのせんかった。お湯そのもので勝負しようと思った。温泉水の管理が西日本の温泉では、お湯のあるところはほとんどないと言われる。永井さんの群馬県は温泉王国で、お湯の管理や心配要らん、そういうところですね。お湯の管理について永井レポートはどのように書いておるのか、町長に問います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の温泉水の管理に関する御質問にお答えいたします。

温泉水の管理につきましては、週2回、源泉の水位を測定することと、毎日の温泉水の使用量を計測し、管理を行っているデータを永井氏にお見せしたところ、厳しい状況であるとの認識をいただいております。以上でございます。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 レポートには温泉水のことは全く触れられてませんよね。今日、何トンくみ上げた、何トン使った、従来のと循環のとブレンド率を幾らにするか。これだけくみ上げたら、水位がこれだけ上がった、下がったの比較グラフ作る。それを出してくれ言うても、ここは8年間、一つも出てこん。レポートに最初に書くべきは温泉水の管理についてであります。載ってない。

続いて、料金体系をどのようにしたらいいのか、永井レポートはどのように書いておるのか、答弁を求めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の料金体系の見直しについての御質問にお答えいたします。

永井氏は温浴施設の周辺環境をリサーチしており、塩入温泉と他の施設を比較した結果では、他の施設では設備やサービス面が充実していることから、温浴施設は競合に劣るとの報告があり、料金の見直しについては触れられておりません。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 経営管理には料金体系、料金設定が要です。塩入ふれあいセンターの条例には、住民への優待制度、回数券や種々の制度を町長と相談して設けることができると。合併以来、料金体系の検討はされたとは思わない。弾力的な周辺との競合関係で割安感をいかに演出するか、料金体系の検討は永井レポートの眼目であるべきであります。

続いて、設備の老朽化と更新をどうするかと永井レポートには書いてありますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の設備の老朽化と更新をどうするかという御質問にお答えいたします。

本施設は平成13年に建築し、20年を経過しており、ここ数年は毎年約500万円の修繕費がかかっていることや、温浴の設備機器の保守を行っている業者に今後5年間で修繕または更新の必要な機器について見積りを出させたところ、約2,500万円程度の費用がかかることが想定され、また、建物についても修繕が必要となっております。

このような現状であることを永井氏に報告を行っており、どこまで費用をかけるのかについては、町の判断であるとの御意見をいただいております。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町の判断であるわけですが、提言を見積もって、これぐらい要でと。減価償却するのに年にこれぐらい、そういう計算が経営改善のレポートには不可欠です。これが続いて出ることを御期待申し上げます。

平成13年度の12月オープンだったですか、今のは。これ二十何年間大きな改修しとらんわけで、水回りは日々の営業をやっていると、五、六、七年でちょっとがたがき始めますね。温泉水であり、食堂であり、水回りばかりです。当然メンテナンスせないかん。公設民営であり、設備投資は町が公的な有利な資金を使って行う。ランニングを何とか均衡できたらいい。これが立上げの原則だったわけですね。大きな更新時期に来ていることは間違いない。それは永井レポートに書いてある。見積りはこれからだということですね。

続きまして、勤務体系です。職員の待遇、勤務条件、給与、人件費の管理運用こそ経営の眼目です。これについて永井レポートはどのように書いてあるのか、町長の答弁を求めます。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の勤務体系、待遇、配置、専門性、採用、研修と意欲喚起について提言してあったのかとの御質問にお答えいたします。

運営体制の改善として、事業ごとの責任者を選出し、計画遂行の責任の所在を明確にすることや各部門の収支、計画の進捗など、計数管理ができる人材の育成、ホスピタリティの維持向上及び経営戦略会議を定期的に行うなどの提言がありました。

また、責任感や働く意欲を持たせるためには、経営責任者や職員の待遇改善も必要であるとの御意見もいただいております。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 塩入温泉は繁忙が推定されたので、お客さんを玄関で待たすわけにいかない。ただいまの待ち時間表示をるところから始めました。そのため、勤務体系は非常に手厚くしてある。朝8時出勤の人が夕方4時まで勤務する。2人、男女。そして、12時30分出勤の人が夜9時半まで、午後は4人いる。その上、ロジの管理運営をシルバー人材センターに任せている。それに加えて事務員というのが机に座っておる。午後の時間においては6人いる。その上、昼間の8時間はシルバーの人に1日中掃除してもらう人を張りつけてある。7人いる時間帯がある。初期繁忙、施設の運用に慣れない職員たちがやるための体制のまま、今、来ているように思う。私も確認はできておりませんが、この勤務体系を見直せば、およそ1,000万円削減できると私の計算ではなる。この額は調べてませんから、議員がうろちょろしたらいいかん。勤務条件、待遇、この見直しは不可欠だ。永井レポートは必要性はあるとは書くが、中身の提言がない。営業と広報、インターネットによる宣伝、啓発、客を得るための営業努力をどのようにするのか、永井レポートはどのように書いてありますか。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の営業と広報、ネット対応についての提言の御質問にお答えいたします。

SNSを活用したプロモーションをかけることで、SNS自体の持つ属性情報が店舗のどの部分に興味、関心があるのかをデータとして収集し、販売促進や飲食ではメニューの

変更などを行うことで、お客様に満足してもらえる商品の提供ができるとの提言をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 何を売るかですね。かりん温泉はほぼ風呂代だけで、かみそり、シャンプーぐらいしか置いてなかった。塩入温泉は産直市の物売り温泉ですね。食堂と売店収入でカバーする制度設計してある。この売上目標の計画立てずして、経営改善策と言えるのか。永井レポートの最初のところには、最初の8ページぐらいは誰でも知っとる、書かんでもええようなことを書いてある。目標を持った経営収支計画を立てると書いてあるけど、それはまだ提出されていない。課題ぐらいをちょろっと。従業員全員と面談したらしい。仲南振興公社の決算報告書を見ただけ。何ら調べていない。550万円の委託料をどうやって回収するのか。その費用対効果をどう上げるのか。中身はこれからだ。仲南振興公社のレポートには、産直市部門の委託料収入の15%しか計上されていない。0.15で割り戻せば、そこで売り上げた経済循環の規模が出る。これが公益性ですね。地域内からどれだけ仕入れているのか。取引先を提供しているのか。雇用があるのか。交流人口を獲得して、人口を増やすのは無理だから、来訪人口で地域を活性化しようという視点をどの程度達成したのか。公の施設であります。赤字か黒字かなんていうのは、塩入ふれあいセンター設置条例には何も求めていない。肉うどんがと書いてある。何ですか、それ。食堂のメニューを見直さないかん。食堂だって3人体制でやってるけど、今の来客人口で3人も要らんわな。何を売るんか。取引業者に景品提供を求めたり、昼間7人も出勤している時間帯がいる間に、昼間、優待券を持って、招待券を持って、営業に回ったらいいじゃないか。

私は三豊の散髪屋とパーマ屋へ優待券とあれ配りに歩きましてね、そしたら、職員が町長に告げ口して、所長はどこへ行ったか分からへん。三豊の土地改良事務所や観音寺市役所の管理職などに配って歩いたりしよった。仲善のほうをやりようと思ったら、私、異動になったんですね。営業やれるで。

健康増進と福祉のための施設です。そして、人々と交流のための施設です。この公益性を満たすために巡回バスを運用している。これはなかなか不振ですね。しかし、福祉タクシーの適用する施設にすればいいではないかと思ったりします。巡回バス等の往来支援策、これは町長はどんなに考えていますか。永井レポートはどのように触れていますか。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の巡回バス等の往来支援策についての提言があったのかとの御質問にお答えいたします。

現在、満濃地区を巡回するかりんバスと仲南地区を巡回する福祉バスが塩入温泉へ運行していますが、利用状況は年々減少をしている状況であることを永井氏に報告を行っておりますが、巡回バスについては町の施策であり、特に触れられておりませんでした。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 住民への福利厚生と地域振興への寄与、これは公益性、公共性そのものであります。塩入温泉の設置条例はこう書いてある。塩入温泉は町民の健康福祉の増進を図ると。町内外のふれあいの拠点として、より多くの人々や産物が交流できる場として、もって町政の発展に資すること、この目標を達成しているかどうか指定管理者評価委員会の判断指標でしょう。塩入温泉の指定管理者はかくのこをを行うと。指定管理との協定書を遵守できているのかどうか。温泉法、公衆浴場法、食品衛生法、消防法、瀬戸内環境水質保全法、これらを守っているかの評価が要る。コンプライアンス、法令遵守です。監査委員もこれは指定できる。

永井さんは経営者であって、店番はできると思います。接客はできると思う。でも公益性、公共性の判断は無理ですね。町役場自身が我々のコンセンサスで行わねばならん。それを指定管理者評価委員会と出資法人評価委員会に求めたい。この条例をつくったときには、行政評価、事務事業評価の仕組みはなかった。しかし、出資法人と指定管理者というところを突破口にして行政評価を本町に根差させたい。その実験がこの公の施設の条項であります。

町長、この両委員会をどのように使うのか、町長のお考えを伺う。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の御質問にお答えいたします。

本業務の委託は経営改善が主眼であり、住民の福利厚生と地域振興への寄与の分析は行っておりません。

そして、二つの委員会につきましては、今後とも十分検討させていただきたいと思しますので、提言をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 公共性、公益性の評価というのは難問ですね。本当に難しい。それを一律に指標をつくってもしょうがない。統率は取れておるか、責任感はあるかなんて、そんなん評点入れたって意味ない。改善策に替えられん。施設ごとに評価項目は違っている。そのお手本は正友会のやすらぎ荘が県の介護施設の評価委員会から出してもらったレポートがある。あれ見て応用して行って、施設ごとにつくってもらいたい。

仲南振興公社の決算報告では、公益性、公共性の評価はできない。施設ごとに目的があり、運用状況は違う。公衆浴場は行う、調理加工品開発を行う、それができているのかどうか。施設ごとに掲げているものは違う。普遍性や客観性は要らない。その施設の固有性に根差した評価、点検だ。

永井レポートは大事なことを何ちゃ書いてない。何回来たんだ、あの人は、調査に。何を調べたのか。550万円に見合う仕事をしてもらうために、追加してほしいのか。永井レポートには書いてある。経営目標を具体的に掲げるとある。永井さんのコンサルティングはもうこれでおしまい、続けるのか。経営改善計画を立てるとある。数値目標を掲げるとある。9番目です。町長、御答弁願います。



**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの施設ごとの経営計画の改善案についての御質問にお答えいたします。

本年5月13日に開催されました議会全員協議会にて、永井氏にも出席していただき、御説明を行ったとおりでございますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 群馬県へ行ったときに、私、16項目の質問を出したけど、永井さんは一つも答えてくれなんだ。それから、この間、報告してくれたときに幾つか質問して、永井さんの顔は曇ってましたね。私と会いたくないと思う。私もあれ以上言うわけにはいかない。気に入らんことだらけやった。わしやったらこうするのに。及ばずながら、でも私が現状を把握してるわけではないですから、ピント外れの、これは無理や、やるというんは。町長のところへも個別にいろんな話をしに行きましたけど、なかなか。ただ、本補正予算において、職員の研修予算を町が組んでくれた。課長、ありがとうな。ええことやってくれる。まずやっぱり職員の意識から。でも研修に行った職員が戻ってきて、孤立無援になる。職員に言うこと聞かせるのは難しい。いじめられる。食堂やボイラーの運転しよる専門家が支配人やの言うこと聞けへん。朝、みんなが出勤する1時間半前からいて、人のせんことをして、何かで圧倒せななんたら、だって人事権限があるわけでも、経営判断の責任が社長や支配人にあるとはあんまり皆さん思っていない。使用人の一人でしかないしか思っていないから。ちっとも怖くない。実務を知ってる下っ端ほど強い。それが仲南振興公社の組織体質です。

費用対効果の算定をどのようにされますかね。指定管理料を払う。それも結構なことだと思います。公益性を満たしてたら金出したってかまんのや。JALや国鉄見てください。それから空港の経営見てください。独立会社でやるとしとるけど、政府が成り立つ仕組みをつくっている。公益性と公共性を満たすのであれば、公費補填は十分に説明がつく。それは地域社会に説明できるものではないし、我々が政治的に判断すべきものでしょう。費用対効果についてどのようにされるのか、町長の答弁を求めます。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの費用対効果の算定の報告について提言があったのかとの御質問にお答えいたします。

業務改善をどこまで行うのかによって変わってくることや、何を主に効果とするのかによって変わってまいりますので、今後、検討していく課題であると考えております。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 永井さんはレポートの中で塩入温泉をどうするとは言わずに、あの場で口頭で塩入温泉やめたらと、軽々しくも根拠もなしにおっしゃった、ろくに調べもせんと。5億円前後を投資した公共インフラをスクラップにして、違うでしょう。種々の経営改善を行って、なおかつ、これであれば町の負担を超える。よって、廃止すると。公の

施設であり、設置者としての責任は町長にある。指定管理者は単なる代理人だ。仲南振興公社の筆頭株主として、まず経営改善提案でしょう。よくも文章にもかかわらず、根拠もなく、調べもせず書けたものだと。

私は13年間、総務省の地方公営企業アドバイザーで岩手県から長崎の離れ小島、宮崎県まで巡回した。温泉も産直市もたくさん見てきている。総務省へは経営改善の報告書をまとめて報告した。その観点からすると、永井レポートは大事なことを何ら提言されていない。これからやりますとか、550万円をいかに回収するのか、的確な相互牽制をやらねばならん。契約というのは任せ切ることではない。あなたがこれしてくれたらこれ払うよと。これしないならこうするよと。相互牽制が民法で言う契約の本質です。契約を実行させるには力量が要る。見識が要るんです。一遍にいきません。じわじわいきたいですね。これにて、1本目を終わります。

○白川正樹議長 1問目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町の企画政策課はたくさんの政府統計をやっておりますね。膨大な調書を報告してあります。しかし、その調査した結果を県や国に報告するけど、本町のデータとして分析されたものがない。

我が国は世界中で最も統計数値が当てになる国だと言われておる。それは市町村の末端職員が実に的確で正確で職務を遂行してるからですね。本町も間違いなくそうだと思います。せっかく手間暇かけたデータを本町で使えないかということであります。

まず、国勢調査の結果をタブレットに載せてくれてますね。この説明を求めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの国勢調査の結果をグラフにした分析の報告の御質問にお答えいたします。

総務省統計局の令和2年度国勢調査によりますと、本町の人口は1万7,401人のうち男性が8,346人、女性が9,055人です。平成22年度調査より9%減で、1,686人減少しております。

一方で、世帯数が6,531世帯で、平成22年度調査より3%増加で、103世帯増えております。若い世帯の方々が一戸建てを建築されて住まわれることにより、本町でも核家族が増えたことが推察されます。

また、就業者は8,517人のうち男性が4,607人、女性が3,910人です。平成22年度調査より8%減、706人減少しております。これは人口減少に伴う労働者不足と考えられます。

今後は国勢調査の結果をさらに調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 企画政策課が資料について頂きました。これを見ると、小売店卸売業が485億円とありますね。こなにうちの町は物売れよったんかと。知らんでしょ。農業が50億円から60億円ぐらいの売上げですね。それから見たら、農業人口が、これ、企画政策課が出してくれたんですよ、大体974人おると。製造業1,506人おる。製造業の町なんですね、うちは。それから、医療福祉に1,206人おると。社会保障国家ですね。社会保障の職員がいっぱいいる。先ほどの卸売小売業は1,061人ですね。結構なもんじゃと。農業立町やいう。土地利用は明らかに農業ですね。しかし、工業出荷額は600億円近いですね。製造業と工業の町になつとんじゃ。当然、産業センサスは変わります。国勢調査は人のことしか分かりませんからね。就業構造の変化が分かりますし、高松へ何人勤めに行つとるか、丸亀へ何人勤めに行つとるか分かります。うちの町は1,500人ぐらい丸亀へ勤めに行ってますね。高松へ780人ぐらいで、2番目が高松ですから、高松の通勤圏です。高松市長は地方自立圏、高松へ入らんか言うて、まんのうに入らんか言うて声かけるぐらい。あと坂出、善通寺、多度津とかが四、五百人ずつぐらいですかね。国勢調査を分析したら、うちの町の構造が分かるんですよ。ありがとうございます。企画政策課、御苦労さま。

続きまして、農林センサス、これも出していただいていますね。ちょっとその説明をお願いします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの農林業センサスの結果グラフ分析の報告の御質問にお答えいたします。

平成22年度、平成27年度、そして最新の令和2年度の統計の推移を確認してみますと、平成22年度から10年間で農家数、耕作面積ともに約27%減少しており、販売農家数に至っては約39%、経営耕地面積は約29%の減少となっております。

一方で、農業法人は平成22年度の13団体から令和2年度までの10年間で29団体と16団体増えてきており、地域農業の集団化が少しずつではありますが進んでいるところでございます。

総農家数や耕地面積が減少している要因として考えられますことは、経営者の高齢化や農業後継者の不足などにより、傾斜地などの営農条件が悪い地域で離農された方が増えたことによるものと推察しております。

町内の優良な農地を将来につなげていくためには、農業委員会などの関係機関と連携して、認定農業者や農業法人への農地集積や集約を進めながら新規就農者の育成に努める必要があるほか、農業の経営課題に関する相談体制を整え、経営を支援する必要があるとございます。

今後につきましても、農業に関するあらゆる支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 経営主体と農地のことはかっちりつかまれていますよね。でもブロッコリーが何軒作って、売上げ何ぼで、出荷先がどこで、ライバル市場がどこか。アスパラが、桃が、お茶が、生産と流通を掌握できたら、うちの農業の様子が分かりますね、林業も。

続きまして、住民税と固定資産税の課税状況をアップしてくれています。御説明願います。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の住民税と固定資産税の課税状況の質問にお答えいたします。

タブレットの一般質問、令和4年第3回定例会に資料を掲載しておりますので、御参照ください。

住民税につきましては、人口減少の影響により年々減額になっているが、法人税につきましては増額しております。固定資産税につきましては、土地は近年の評価額の低迷により減額しているが、家屋、償却資産につきましては増額しております。令和3年度の家屋につきましては、コロナ減免のため減額しております。法人、家屋、償却資産税が増額しているのは、若者住宅補助、企業誘致等の施策に一定の効果があったのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 税務の調査に驚くべきことが載っている。非課税世帯数が2, 121ある。課税対象世帯数が7, 446ですね。28%、30%近くが非課税世帯。私が税務のときには、竹林よ、非課税つくったらいかんのや。せめて均等割だけでももらえ。それが税務職員の仕事だと言って励まされたもんです。これが生活保護やコロナ対策の生活補填とかと結びつくんですね。

課税データの分析で大体町民の年金収入、これが大体30億円ぐらいありますかね。給与所得が幾らか、農林業所得が何か、所得分析と国勢調査を見たら、うちの産業構成、生活の糧が分かるわけですね。

続きまして、医療と介護の実績を問います。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの医療と介護の実績についての御質問にお答えいたします。

医療と介護の分析につきましては、国保連合会の保険データベースシステムを活用し、検診・医療・介護データから見る地域の健康課題の分析シートを作成しております。分析シートは国民健康保険、後期高齢者医療保険における一月平均値の1人当たりの医療費、特定健診受診率、検診結果、介護認定率、1人当たりの介護給付費など、各保険における主要データの数値が国・県・同規模市町村と比較してまんのう町がどの水準にあるかを見える化したシートになっております。

令和3年度の分析シートを福祉保険課補足資料としてタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

この分析シートのほか、6月議会でお示ししました各種保険の傷病別データの分析など

の数値を指標とし、保健師をはじめ各専門職と勉強会を開いて、まんのう町の医療と介護の一体的な実施を現在進めておるところでございますので、よろしくお願いたします。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 厚労省は見える化と言ってますね。この見える化の一つが今回明らかにしてくれたものですね。町政報告とかなんとかには金を何ぼ使っただけしか書いてないんですけど、その中身、これが分析として載っとるわけですよ。なかなかすばらしいデータも出ておるんですよ。1人当たりの医療費が随分変わったりしてるわけですね。私が福祉保険課長のときに、香川県の調剤費の平均の36%高で、うちの町民も御飯みたいに薬を食べよる町やったですね。12%高まで下がったのは知っとるんですけど、検査を見たいとか、やっぱりこの見える化、福祉保健課はこれをパソコンで見よるわけで、これで保健師たちが狙いを絞って動いたらいいんですね。ありがとうございます。後期高齢者のも出てますし、じっくりとこれを評価、点検しましょうね。データが出てこないかん。

それで、続きまして、学校基本統計、これの経年変化をアップしていただいています。ちょっと御説明願います。

**○白川正樹議長** 教育長、井上勝之君。

**○井上教育長** 竹林昌秀議員の再質問、学校基本統計の経年推移をグラフにした分析の報告を求めるとの御質問にお答えいたします。

文部科学省の学校基本調査は、毎年5月1日現在の各学校における教職員数及び児童生徒数の実態調査でございます。教職員数につきましては、基本的にはその学校の規模等により香川県教育委員会が配置するものでありますため、ここでは小中学校の児童生徒数に関してお答えしたいと思います。

まず、学校基本調査による本町の小中学校の児童生徒数の推移を見ますと、小学校におきましては、平成24年度から平成30年度までは増加傾向にありましたが、それ以降は毎年少しずつ減少しております。小学校別に4年前の平成30年度と本年度の児童数を比べますと、四条小学校、長炭小学校は増加しておりますが、琴南小学校、高篠小学校、満濃南小学校、仲南小学校は減少しております。また、中学校におきましては、平成26年度から本年度までは微増傾向にあります。

ここからは学校基本調査によるものではありませんが、出生数などを基にした今後のまんのう町内の小中学校の児童生徒数の大まかな推移についても御説明をしておきたいと思っております。

来年度以降の町内の小学校の児童数についてでございます。毎年、漸減を繰り返しながら、6年後の令和10年度には668名となる予測であり、本年度と比べますと約3割程度の減少になっております。一方、最も児童数の少ない琴南小学校におきましては、今後の6年間はほぼ横ばいという状況にあります。

まんのう町内の小学校におきまして、今後、複式学級が全校に進むといった状況にはありません。このようなことから、小学校の将来の在り方につきましては、時間をかけて慎

重に検討していく必要があると考えております。

また、中学校におきまして、来年度以降もほぼ横ばいとなっておりますのは、小学校よりも遅れて変化が出てくるということでもありますから、令和8年度以降に減少に転ずることになります。こういった傾向は全国や県内の他の市町におきましても同じ傾向にあるものと考えられます。

満濃中学校につきましては、町内に一つの中学校ということで、運動や学力を伸ばす機会にも恵まれており、学習環境も整備されておりますので、現状をさらに充実していくことが大切であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問の答弁とさせていただきます。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 東京から会計検査院が来たら、まずこの数値が合ってるかどうか調べますね。先生の配置とか義務教育費国庫負担法で一番重要なのはこの基礎数値なんですよ。これで文科省はやっておる。

これで学校はあと出席率とか非行とか補導とか学業の成績とか部活とか、その他地域活動とか、その総体で学校経営というのは評価すべきものじゃないかなと思いますね。基本はこれじゃないか、よく分かります。ありがとうございます。

町長にお尋ねします。

こうした有用なデータがたくさんあるんで、これを集めて町勢要覧の資料編作りませんか。私、就任以来、これを求めておる。町総合計画のときにするいうて総務課長が答弁したけど、うんともすんとも言わん。そして町政報告、四半期ごとの町政報告と年次の成果報告書にもこの数値を生かして、この数値が上がったか下がったか、役場が何やりましたかというのは一生懸命報告してくれてるけど、やって、地域社会が、児童生徒が、農業が、就業構造がどう変わったか、町民の状態を成果報告書に載せてくれないか。あわせて100の指標による香川、それから香川県市町ランキング、これも事務事業評価の判断指標に使ったらどうかと思います。町長、これ9番目と10番目です。御答弁願います。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの町勢要覧の質問と、町政報告と年次成果報告書との御質問にお答えいたします。

町勢要覧につきましては、合併後に本編の作成に併せ、資料編の作成、公表を行っておりますが、平成28年3月に作成した際には、町の基本情報や行政情報について取りまとめたまんのう町データブックを平成26年から作成していたことなどから、資料編につきましては作成しておりません。

その後、まんのう町データブックにつきましては、平成28年12月に官民データ活用推進基本法が施行され、翌年5月に閣議決定されました官民データ活用推進基本計画中で、民間事業者等が2次利用しやすい形でのオープンデータによるデータ公表がうたわれていたことや、国・県等の統計データ、行政データの公表サイトが充実していたことなどから、

平成29年度分を最後にその作成を中止し、令和2年度からはホームページにてオープンデータのページを作成し、準備ができたものから順次公表しております。

また、町政報告におきましては、国の動向や方針などを冒頭部分で必ず申し上げるようになっております。そのときの町の重要な報告事項と併せ、国の施策・動向についてはいつも注視しており、町の施策における道しるべであると認識しております。

今後、町政報告においては、町政の報告のみならず、国の施策・動向を十分視野に入れながら報告するようになってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

毎年9月議会でお渡ししております、主要施策の成果に関する報告書におきましても、国勢調査や経済・農林業センサス、医療、介護などの実績、学校基本調査の情報など、あらゆる政府統計につきまして、どういう形で生かしていければよい成果報告書になるのかを調査・研究しながら、さらに分かりやすい成果報告書としてまいる所存でございますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 塩入温泉の公益性、公共性の評価と同じですね。物差しをどう持つかですね。政府統計や行政実績、この推移でもって評価したらどうかというわけですね。努力したって数値下がるときもあるし、手抜きとったってうまくいくときもあるし、それで責めたりしませんけども、私は視察に行ったとき、町勢要覧の資料編を向こうが説明しよるときに見ますね。これ、人口はこれぐらいで介護保険はこの規模か、ここは安いとか、ここどうしたんや、この規模で農地の面積こないに少ないんか、どうしてやとか、統計で見るんです。うちの町の数字が頭に入っとったら、よそのを見たら分かるんですね。職員にそういう眼力を、役場全体で情報共有して、町長だっとうちの町がどういう町なのかよく分かってない、町勢要覧のデータ編がないから。

総務課長、副町長、企画政策課長、お頼み申す。

続いて、第3番目に移りたいと思います。

**○白川正樹議長** 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 香川県農業・農村基本計画が昨年11月策定されましたね。そこに担い手対策を新たな方向性を打ち出してます。これを本町はどのように把握していて、どう対応するつもりなのか、町長の考えを求めます。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の香川県農業・農村基本計画に新たに策定された担い手対策をいかに把握しているのか。本町はこれにどう対応するのかの御質問にお答えいたします。

香川県農業・農村基本計画は、令和3年度からの香川県の農業・農村の目指す姿と施策の方向性を示した計画でありまして、令和7年度を目標年度とした5か年計画となっております。

ります。この計画の中で担い手の確保や育成の方針が示されており、まんのう町においても例外なく担い手の確保や育成などは急務でありますことから、農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくりを目標として、関係機関と連携しながら新規就農者の育成や農業集団の育成に対して農業次世代人材投資基金などを活用し、就農直後の経営確立を支援するなど、あらゆる農業施策や支援を進めていく所存でございます。

また、新規就農者が抱える様々な農業課題には、地域からの指導や助言をいただくために従来の人・農地プランから地域計画の策定の中で農業集団づくりを推進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 人・農地プランはすばらしいですね。集落ごとに農地の様子と担い手の一覧性のある資料になりましたね。これで対策が打てるようになります。

県の担い手対策のところを見ますと、タブレットに載ってます。見てください。新規就農者、認定農業者、集落営農、これが三本柱で、法人を含む集落営農とあります。これが担い手対策の三本柱ですが、今回、県は兼業農家、定年帰農者、半農半商、農外企業、担い手三本柱以外も支援の担い手の対象として見てる。新たな方向です。私は高齢者を耕作放棄地防止のために、高齢者に中古のトラクターで補助金出したらどうかという、定年退職者が農業をやっていると見てましたから、これの支援を求めると言っていましたけど、県の農業プランと全くまっついになった。やったぜという感じですね。

経営規模、本町の独自、対象年齢の独自、経営累計、栽培品目、特定作物は当然ながら、それ以外にも何か求める本町の独自対策を、町長、お考えになるのかどうか。1番目から4番目まで、これの御答弁を願います。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

現在、認定農業者など農業の中心的な役割を担う農家への支援として、関係機関との連携を軸に様々な補助事業を活用しておりますが、昨今の主食用米の販売価格低迷などにより、耕作への意欲が低くなるなどの課題があり、収入の安定を図るために、畜産農家との耕畜連携による飼料用米への転換や、安定生産の省力化を推進するための農業機械などの導入支援や、収入保険への加入促進事業などを継続して作付減少に歯止めをかけてまいります。

また、農業従事者の高齢化や減少によりまして農業の労働力不足が進む中にあり、新規就農者などの担い手の確保は重要な課題となっているところでございます。これまで新規就農相談に訪れる人材は年間5件ほどございまして、中讃農業改良普及センターや香川県農地機構などの関係機関と連携しながら、相談から就農までサポートを行っているところでございます。今後も継続的にサポート体制を強化し、維持しながら就農から定着に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

また、2020年の農林業センサスの結果を見ますと、2015年から5年間の間に農



家数が約17%減少している現状を踏まえ、農業経営の発展に意欲的な兼業農家や定年帰農者などを地域の中核的な農家として位置づけ、農業委員会が現在作成しております地域計画案に中心経営体として位置づけ、速やかに地域農業の発展を図りたいと考えております。

この地域計画とは、農業経営基盤強化促進法の改正により、これまでの人・農地プランを活用して地域農業の10年後の目標地図を作成するものでありまして、中核的な農家を含む農業関係者で話し合いを行い、将来的に誰がどの農地で耕作するのかを設定するもので、令和7年度末までに作成するものであります。

なお、目標地図の作成に当たっては、農業委員会が計画案を作成して、町が承認してから外部に公表することとなります。

現在、香川県では担い手農家の経営安定に資するため、小麦、はだか麦、大豆、ソバ、菜種の作付に対して水田活用の直接支払交付金制度が実施されているところでございます。本町ではそれらに加え、六次産業化が定着している搾油用ヒマワリの作付に対しても産地交付金の対象としておりまして、担い手以外の農家にも作付補助を行っているところです。

また、薬草やカリン、花卉など新規作物に取り組んでおられる生産部会には、それらの活動に対して補助金などにより支援しているところでございます。これらの推奨栽培品目に対しましては、農業関係機関との情報共有を行いながら、品目ごとの収量を確保しつつ、試験研究機関が開発した新品種の普及や産地の拡大について調査、研究してまいりますので、よろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** まず、県のそうした推奨作物、そして、本町の農業振興計画の特定作物、これを掌握せないかんですよ。この生産と流通を促進する体制、農業改良普及センターと農協と生産部会と町、これがいかに作物ごとに話し合うかでしょうね。生産流通は県が大きな部隊を率いてやっていますけど、うちの町は生産流通のところは経験がない。これを補充するのに専門職の調達をせないかん。経営要件の緩和とかなんとかは条例制定をせないかん、本町の独自施策をやらないかんと思います。本町の事情を知っているのは我々です。これを、町長、いかにお考えになるのか。5番から9番まで、まとめてお願いします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

本町は米麦を中心とした土地利用型の農業経営体が大半を占めておりまして、まんのう町地域農業再生協議会を管理母体として生産を調整しているところでございます。

先ほど申しあげました新規作物に取り組んでおられる経営体につきましては、独自の生産部会を立ち上げて、収量を確保している状況にあります。

一例を申しあげますと、六次産業として定着しております搾油用ヒマワリにつきましては、ひまわり振興協議会の中に生産部会を立ち上げ、作付面積の確認や品質管理を行い、

ソバの作付や品質管理についてはそば生産振興会で行っております。このようにそれぞれの作付品目に応じて生産者が個々に取り組むのではなく、品質管理や課題解決に取り組む生産団体として活動されており、こういった意欲的なグループ活動に対して今後も継続して支援してまいりたいと考えております。

さらに、耕畜連携など環境に配慮した資源循環型農業を推進するために、畜産農家と米作農家との相互協力で飼料用米の数量確保を図るべく、関係機関と共に調査研究を行い、生産部会の立ち上げなど早急に対応してまいります。

現在、町内では米麦中心の農業経営体が大半を占めておりますが、JA香川県への出荷のほか、経営体独自の販路を有している方もおり、独自のブランド力を生かして付加価値を高めておられます。また、JA生産部会などでは、香川県のオリジナル品種や特産野菜の生産量や出荷体制を確立しており、需要の拡大を目指しております。

一方で、昨今の物価上昇に相まって物流コストも上昇していることもあり、今後、農業経営者の大きな負担となることが予想されることから、これまでの販路は維持しつつ、地産地消を併せて推進することで、流通コストの削減や需要拡大につながるものと考えております。

町内の産直施設はもとより、広報紙や農業委員会だより、町ホームページなどで町内農産物の情報発信ができるよう関係機関との協議を進めるほか、消費拡大を目指して安定供給できる体制を整える必要もあり、農業関係者との調査や協議を進めてまいります。

さらに、都市住民の農業体験として行っておりますソバの栽培体験につきましては、現地の栽培環境を充実させ、ヒマワリ栽培も振興協議会を通じて体験授業を継続して行い、農業に対する理解を深めていただく事業を進めております。

農業関係の法令に基づく運用や要件などの改正は、農業課題により都度行われているところです。とりわけ水田活用の直接支払交付金の運用につきましては、今後5年の間に最低1回は水稲の作付が行われなければ交付金の対象となくなること、小麦やはだか麦を作付している担い手農家の皆さんには大変大きな負担となることが予想されます。既に水田を畑として利用しているため、水張りができなくなった農地については交付金の対象から除外され、安定収入につながらなくなるなどの問題が生じているところでございます。

(三好勝利議員・合田正夫議員退席 午後2時05分)

こういった対策につきましては、国内全ての農業経営者が対象となりますことから、あらゆる農業関係機関と連携し、国に対して対応策を要望することが必要であると考えております。様々な補助事業に際して対象事業として事業認可となるよう柔軟に対応していく所存でございます。町内農業経営者の皆さんが安定した農業を営むことができるよう関係機関との連携を密にし、有益な事業を模索してまいります。

また、先ほども申し上げましたとおり、農業振興に関する法令や規則、要綱などは、その時々の農業課題に対して、都度、改正や運用の見直しがされておるところでございます。

本町も同様に、都度、発生する農業課題に対して柔軟に対応できるよう、要綱などを策定したところでございます。

一例を申し上げますと、昨年、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、主食用米の販売価格が大幅に下落したことから、町内の米販売農家の皆さんに対してまんのう町主食用米生産継続臨時支援金交付要綱を令和4年4月1日に告示し、国からのコロナ対策交付金を活用して、申請のありました884件の農業経営者の皆さんに合計3,180万1,000円の支援金を交付する準備を整えたところでございます。

また、同じく令和4年4月1日に告示しましたまんのう町農業共済事業加入補助金交付要綱により、農業者の経営努力では避けられない自然災害や価格低下等による農業収入の減少等に備えるため、農業経営収入保険及び農業共済に加入する農業者に対し、香川県農業共済組合が保険料及び掛金等の助成を行う場合の経費の一部について、予算の範囲内でまんのう町農業共済事業加入補助金を交付し、保険制度への加入の促進をいたしております。

このように、その時々々の農業課題に対し柔軟に対応できるよう予算の確保や要綱などの制定を進め、行政の役割を明確に示す必要があり、様々な課題に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。 (合田正夫議員入室 午後2時07分)

○竹林昌秀議員 産直市を使いましょう。生産と流通の情報収集のセンサーとして、産直市を連携したらいい。香川県は産直市王国ですね。平地から山のものまで全部ある。多品種少量生産の王国ですね。この産直市の先駆けをなしたのが我々の町でありますけれども、競合先がたくさんできた。いいものがたくさん出るところは繁盛します。生産奨励策として産直市出荷者に助成金を出すことの検討を求めます。町長、いかがでしょうか。 (三好勝利議員入室 午後2時08分)

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの産直市出荷への助成についての御質問にお答えいたします。

流通の促進と販売拡大の体制づくりの中でも申し上げましたとおり、産直市につきましては、地産地消の推進母体となっている販売施設であると考えております。産直市が抱える問題や課題などを直接聞き取るなどして、地産地消の観点から調査、研究を行い、行政として支援できることがあれば体制を確立してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 順次、着実に進めましょう。我々の役目ですね。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、6番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。2時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

5番、京兼愛子君、質問を許可します。

○京兼愛子議員 こんにちは。本日最後の一般質問になりますが、よろしく願いいたします。一般質問の通告の許可を議長よりいただきましたので、まちづくりは少子化対策が要について質問をさせていただきます。

まず最初は、少子化の影響で小中学校に通う児童生徒が大幅に減少していることです。2020年は全国で約956万人と、2010年前より100万人近く減少し、国の統計を基に10年間で3,000校も減少しています。我がまんのう町も例外ではありません。

本町の児童生徒数は10年間にどれだけ減少しましたか。推移をお示してください。近隣の琴平町は34%減となっています。減少していく児童生徒数に対して、今後、どのような教育方針を考えているのかお示してください。御答弁よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 京兼愛子議員の10年間の児童生徒数の推移を求める。少子化を見据えた今後の教育方針はとの御質問にお答えいたします。

京兼議員の御質問には大きく二つの内容がございます。

まず、一つ目の御質問としまして、10年間の児童生徒数の推移についてでございます。

先ほどの竹林議員の御質問にお答えしたとおりでございますが、将来の町内の小学校の児童数の推移につきましては、出生数を基にしておりますため、6年後の令和10年までの予測しかございません。そこで、来年度以降の町内の小学校の児童数の推移でございます。毎年、漸減を繰り返しながら、6年後の令和10年度には668名となる予測であり、本年度と比べ約3割程度の減少となっております。ただ、最も児童数の少ない琴南小学校におきましては、今後はほぼ横ばいという状況にあります。

また、中学校におきましては、来年度以降もほぼ横ばいとなっておりますのは、小学校より遅れて変化が出てくるということでありますから、令和8年度以降に減少に転ずることになります。

二つ目の御質問は、少子化を見据えた今後の教育方針についてでございます。

児童数の減少により少人数学級が発生してきますが、小学校ではできるだけ少人数で、基礎や基本を押さえたきめ細かな指導により、徹底して学ぶということが求められております。教員との対面学習を中心とした学習方法によって、個別最適化された教育が可能となります。一人一人の能力や適性、興味や関心等に配慮し、これを伸ばすような教育に取り組むことが重要であると思っております。

また、学校教育のデジタル化も進み、指導方法や学校運営にも大きな変化をもたらして

おります。少人数学校とか少人数学級といった捉え方も変わっていくのではないかと考えております。インターネット等を活用した学校間の交流も日常の中に位置づく時代に変化しており、そのことをしっかり見据えた学校指導をしてまいりたいと考えております。

しかしながら、今後、児童数が減り続けて全学年が複式学級編制になりますと、全校的な行事や集団活動、あるいは学級運営が正常に機能しないことが想定されますので、活発な行動を望むこの時期の子供の行動に制限を設けることとなります。人間形成に課題を残すことにもなります。遠くはない将来において、さらに児童数の減少が進み、複式学級編制が進む場合におきましては、加配教員を要望したり、町講師の配置により複式学級の解消を図っていきたいと思っております。

いずれにしても、町内の小学校におきまして、今すぐ複式学級が全校に進むといった状況にはありませんので、小学校の将来の在り方については時間をかけて、しかも慎重に検討していく必要があると考えております。

また、中学校におきましては、生徒数は来年度以降もほぼ横ばいとなっており、令和8年以降に減少に転じたとしても、人間形成において切磋琢磨すること、また、部活動や対外試合、学力を競い合うこと等は十分に可能だと思います。学習環境も整備され、運動や学力を伸ばす機会にも恵まれており、満濃中学校におきましては、「主体的・対話的で深い学び」を中心とした学習指導や部活動、生徒会活動等において、現状をさらに充実していくことが大切であると考えております。

教育委員会におきましては、令和2年3月に策定いたしました第2次まんのう町教育振興基本計画に従って、少子化対策も含め、将来のまんのう町の教育のあるべき姿について、関心を持って情報収集や課題の整理等に取り組んでまいりたいと思います。

以上、京兼議員の質問への答弁といたします。よろしくお願ひいたします。

**○白川正樹議長** 京兼愛子君。

**○京兼愛子議員** ありがとうございます。未来に向けて教育頑張ってください。期待しております。

続きまして、地方創生臨時交付金を結婚・婚活支援として全国34自治体が活用し、少子化対策として結婚相談事業を行政が取り組んでいます。安くて安心感のある事業として立ち上げ、大切な事業の一つに捉えています。

本町の結婚・婚活活動の今までの取組をお示してください。そして、支援強化や方法など、模索しているかどうかお示してください。御答弁よろしくお願ひいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 京兼議員の結婚・婚活活動等、今までの取組は。今後、支援の方法を模索しているのかどうかとの御質問にお答えいたします。

国におきましては、21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらす急速な少子化の進展という事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子供を安心して生み育てることができる環境を整備し、子供がひとしく心身ともに健やかに育ち、

子供を産み育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められておりますこと等から、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することとして少子化社会対策基本法を制定し、様々な事業の取組を行っております。

また、国立社会保障・人口問題研究所における出生動向基本調査（独身者調査）では、18歳から34歳の未婚者のうち、「いずれ結婚するつもり」と答えた割合は男性85.7%、女性89.3%となっており、年々低下しているものの、男女ともに高い水準を維持しています。

また、25歳から34歳の未婚者に独身でいる理由を尋ねると、男女ともに「適当な相手に巡り合わない」が最も多く、男性45.3%、女性51.2%、次に多いのが、男性では「まだ必要を感じない」29.5%や「結婚資金が足りない」29.1%であり、女性では「自由さや気楽さを失いたくない」31.2%、「まだ必要性を感じない」23.9%となっています。さらに過去の調査と比較すると、男女ともに「異性とうまく付き合えない」という理由が増加傾向にあり、女性では「仕事に打ち込みたい」という理由も増加傾向になっています。

まんのう町では、結婚を希望する独身者の出会いや結婚をサポートする事業として「愛が満々カップル創生事業」を行っております。令和2年度と3年度はコロナ禍により実施ができていませんが、令和元年度は出会いの場の提供として、まんのう町商工会に委託し、「バーベキュー婚活」を国営讃岐まんのう公園にて実施し、男女各18名が参加され、6組のカップルが誕生していますが、成婚まで至ったのかは不明であります。

また、まんのう町老人クラブ連合会仲南支部では、「出逢いサポートクラブ」事業を行っており、講演会や1対1のマッチング方式のお引き合わせを実施しており、令和元年度は21組を実施し、2組が成婚、令和2年度は7組を実施し、1組が成婚まで至っております。

今後は、まんのう町老人クラブ連合会仲南支部の「出逢いサポートクラブ」事業では、登録者が80名と年々増加していることや、様々な出会いの場の提供としてのイベントも考えておられますので、この活動に対して支援を継続してまいりたいと考えております。

そのほか、香川県では公益財団法人かがわ健康福祉機構に委託し、結婚支援を行う拠点としてかがわ縁結び支援センターを運営しています。縁結びマッチングや縁結びイベント、セミナーなど様々な活動を行っております。香川県知事から認定を受けた「縁結びおせっかいさん」が82名、うち、まんのう町にも2名がおられ、縁結びイベントの参加者へのアドバイスや縁結びマッチングでのお引き合わせへの立ち合い、そこで誕生したカップルのフォローなどを行い、幸せな結婚に向けた縁結びを支援しております。このかがわ縁結び支援センターの事業をまんのう町老人クラブ連合会仲南支部と連携し、情報提供を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 京兼愛子君。

**○京兼愛子議員** 今後を期待しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、近年、新型コロナウイルス感染拡大もあり、出生率の減少傾向が続いております。今後もコロナ前の水準を下回るおそれがあります。2021年の出生率は81万1,604人と、6年連続過去最少を更新しました。そして、今年1月から6月上半期に生まれた赤ちゃんの数は38万4,942人で、前年同期に比べ2万87人減、5.0%減と、9月4日の厚生労働省の人口動態統計で分かったと新聞に掲載されていました。上半期で40万人を下回るのは2000年以降初めてで、統計開始以来、初の80万人割れとなる可能性が高くなっています。2022年の出生数は約85万人と見込んでいましたが、想定を上回る少子化が進んでいます。

本町の出生率と出産の人数は6年間ではどのような推移になっているかお示してください。

また、今後の子育て支援はどのように考えているのかお示してください。御答弁よろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 京兼議員さんの6年間の出生数と出産の人数、本町での推移を求める。今後の子育て支援策はとの御質問にお答えいたします。

厚生労働省は、出生数を毎年、また、一人の女性が一生の間に生む子供の数に相当するものとして、市町村の合計特殊出生率を5年ごとに公表していることを御承知いただきたいと思えます。

タブレットのサイドボックス、一般質問、令和4年第3回定例会の中の京兼愛子議員に資料を上げておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

本町の出生数の推移は平成28年、29年と120人台を維持しておりましたが、平成30年には100人を下回り、翌年、わずかに増加に転じたものの、令和2年には91人と減少傾向にあります。

一方、合計特殊出生率につきましては、平成15年から平成19年までは1.38人、平成20年から平成24年までは1.63人、平成25年から平成29年では1.73人と増加傾向にあります。

次に、本町の母子保健分野における子育て支援は、平成28年にかりん健康センター内に設置した子育て世代包括支援センターを基盤とし、母子保健コーディネーターが中心となって、じっくりと時間をかけて妊婦の状況を把握し、安心して出産を迎えられるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施しております。

また、本年度より産後ケア事業の委託先に中讃圏内の助産院を追加し、より身近にサービスを受けていただける体制を整備しております。助産師による訪問型を新設したことに加えまして、日帰り型の利用時間に二つのコースを設け、産後間もない母親がゆっくりと育児相談を受けていただけるよう事業展開しております。

今後、子育て支援策の中で最も対応が急がれるのは不妊治療費助成事業の見直しであると考えております。従来、特定不妊治療費助成事業として県の助成制度に上乗せをし、1

回10万円を上限に助成しておりましたが、体外受精など高額な治療へも保険適用が開始されたことに伴い、3割相当額や保険適用外の治療費が本人負担となっております。既に新たな制度を開始している近隣市町の助成内容も様々となっておりますので、十分に調査研究を続け、本町独自の助成制度を整備してまいります。

こども家庭庁の設置を控え、国からも様々な施策が示されていくことが想定されますが、本町におきましては、関係各課が連携を強化して取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○白川正樹議長** 京兼愛子君。

**○京兼愛子議員** ありがとうございます。タブレットに載っている合計特殊出生率が、平成15年からですけど、徐々に出生率の増加が見られるのがとてもうれしく思いました。しかし、人口動態統計では出生率が平成30年、令和元年、令和2年と90人台が続いているのがちょっと寂しい気持ちがしました。今後もよろしく願いいたします。

私は平成30年9月定例会の一般質問で、子供たちを安心して育てられるように、高等学校卒業までの医療費無料化を求めました。そのとき、香川県においては直島町のみが実施していました。そのとき、町長は検討すると返答されました。令和元年に、再度、高等学校卒業までの医療費無料化を求めました。2度目は総合計画の策定の中での検討を加えるという返答でした。その後も進展がなく、今では近隣の琴平町、善通寺市が無料化を実施しています。今後、他の自治体も無料化が進むと考えられます。私が平成30年から求めてきた念願の高等学校卒業までの医療費無料化を今こそ早期に実施していただきたいと思っております。

子供は地域の宝です。まちづくりは少子化対策が要です。香川県内移住者は2021年度2,780人で、まんのう町は2020年度105人、2021年度120人と増加しています。そして、若者や子育て世代は全体の過半数で53.0%を占めています。でも既婚者の調査を行った結果、2人目の出産を75%ためらい、何人の子供を持ちたいと考えていますかの問いに対する回答は平均1.91人でした。体力的に厳しいから、収入が低いから、将来の収入が上がる見込みがないからなどの理由でした。

まんのう町は子育てや教育に熱心だと思っています。現在、まんのう町出産祝い金の支給は第1子、第2子が5万円、第3子以降は10万円となっております。また、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、出産祝い臨時給付金として、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に生まれた子供の1人につき10万円を保護者に支給されています。

今後、子育て応援のまちづくりとして、第3子以降、出産祝い金を50万円とすることを提案します。そして、2人目、3人目の壁を破り、理想の子供が3人という町になってくれるよう願っています。

婚活・結婚・子育て等の応援、そして、出生率の強化、まんのう町のまちづくりは少子化対策、また、育児休暇の推進により、夫が妻の仕事に対する希望など、しっかり耳を傾



けられ、理解に努めることで、夫婦円満な町になることを願っています。

再度、第3子以降の出産祝い金を50万円にと提案します。先駆けはとても勇気が要りますが、検討を重ね、重ね、後追いするのでは新味がない施策となってしまいます。町長、危機感を持って少子化対策に立ち向かい、これからのまんのう町の発展をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○白川正樹議長** 以上で、5番、京兼愛子君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、9月7日午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

**散会 午後2時50分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月6日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員